

当別町障がい福祉基本計画

障がい者基本計画

(第4次：平成30年度から平成35年度)

障がい福祉計画

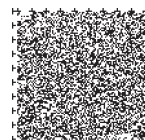
(第5期：平成30年度から平成32年度)

障がい児福祉計画

(第1期：平成30年度から平成32年度)



当別町



はじめに

障がいのある人を取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しており、近年では、「障害者虐待防止法」や、「障害者差別解消法」の制定、また「障害者権利条約」が批准され、障がいのある人の権利の実現に向けた取り組みの強化が、より一層求められることとなりました。

当別町では、平成18年度から「障がい福祉基本計画」を策定し、計画の基本理念である「障がいをもつ方が地域でいきいきと生活できるような自立生活をささえます」、「みんなが共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざします」、「地域の支援力を高めます」の実現に向けて施策を推進してまいりました。

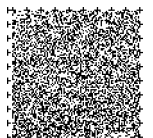
今年度、第3次障がい者基本計画と第4期障がい福祉計画が平成29年度で終了するため、国の制度改革の動向なども踏まえながら、第4次障がい者基本計画、第5期障がい福祉計画及び新たに第1期障がい児福祉計画を加えた「当別町障がい福祉基本計画」を策定いたしました。

障がいのある方も健常な方もすべての方が等しく住み慣れたまちで、支え、支えられ、いつまでも住み続けられる「共生のまちづくり」の実現を目指し、引き続き、地域ぐるみで支援する体制づくりや障がい者の尊厳や権利を守るための施策などを推進し、本計画の実現に向け努力してまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、計画の策定にあたり、多大なご尽力を頂きました当別町障がい福祉基本計画作成委員会の皆様をはじめ、アンケート調査、ヒアリングにご協力くださいました町民の皆様、福祉関係団体の方々に心から厚く御礼申し上げます。

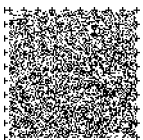
平成30年3月

当別町長 宮司 正毅

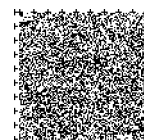


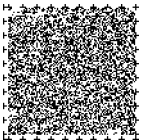
目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1編 総論 | 1 |
| Ⅰ 計画策定にあたって | 3 |
| 1 策定の趣旨 | 3 |
| 2 計画の性格・位置づけ・名称 | 4 |
| 1) 障がい者基本計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の関係 | 4 |
| 2) 計画の名称と期間 | 5 |
| 3) 策定の視点 | 5 |
| 4) 計画策定の体制 | 6 |
| 5) 計画評価の実施に向けて | 7 |
| 6) 当別町の様々な福祉計画との関連 | 8 |
| Ⅱ 障がい者を取り巻く現状と課題 | 9 |
| 1 障がいがある方の現状 | 9 |
| 1) 町の人口動向 | 9 |
| 2) 障がいがある方の動向 | 10 |
| Ⅲ これまでの計画における課題と取り組み | 18 |
| 1 これまでの計画における課題 | 18 |
| 2 これまでの計画に対する取り組み | 18 |
| 1) 当別町障がい者地域自立支援協議会 | 18 |
| 2) 各部会と目標 | 19 |
| 第2編 基本的な考え方と施策展開 | |
| 【障がい者基本計画】 | 21 |
| Ⅰ 基本理念と方針 | 23 |
| 1 基本理念 | 23 |
| 2 基本方針 | 23 |
| 3 施策の体系 | 24 |
| Ⅱ 施策の展開 | 25 |
| 1 地域で支えます | 25 |
| 2 障がいがある方の自立した地域生活・家族を支えます | 27 |
| 3 働くことを支えます | 28 |
| 4 発達を支えます | 29 |
| 5 障がいがある方の権利が守られるまちづくりを目指します | 30 |
| Ⅲ 本計画における重点目標 | 31 |
| Ⅳ 計画の推進に向けて | 32 |

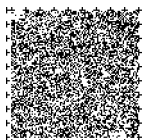


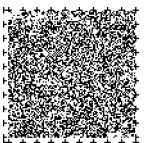
| | | |
|-----|-----------------------------------|----|
| 第3編 | 計画の目標値・サービスの見込量 | |
| | 【障がい福祉計画】【障がい児福祉計画】 | 33 |
| I | 平成32年度の目標 | 35 |
| II | サービスの見込み量と確保の方策 | 37 |
| | 1 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付） | 37 |
| | 1) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付） | |
| | の見込み量 | 37 |
| | 2) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付） | |
| | の提供体制確保の方策 | 39 |
| | 2 児童福祉法のサービス | 40 |
| | 1) 児童福祉法のサービスの見込み量 | 40 |
| | 2) 児童福祉法のサービスの提供体制確保の方策 | 40 |
| | 3 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業） | 41 |
| | 1) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業） | |
| | の見込み量 | 41 |
| | 2) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業） | |
| | の提供体制確保の方策 | 43 |
| 資料編 | | 45 |
| I | 当別町障がい福祉基本計画策定に向けた調査の概要 | 47 |
| | 1 アンケート調査概要 | 47 |
| | 2 ヒアリング調査概要 | 56 |
| II | 障がい者・障がい児のサービスの現状と目標量の達成度 | 59 |
| | 1 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）の目標量と達成度 | 59 |
| | 2 児童福祉法のサービスの目標量と達成度 | 61 |
| | 3 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）の目標量と達成度 | 62 |
| III | 当別町障がい福祉基本計画策定の経過 | 65 |
| IV | 当別町障がい福祉基本計画作成委員会設置要綱 | 66 |
| V | 当別町障がい福祉基本計画作成委員会名簿 | 67 |
| VI | 障がい福祉サービスについての基本的な考え方 | 68 |
| | 1 サービスの体系 | 68 |
| | 2 サービスの内容 | 70 |
| VII | 福祉資源マップ | 75 |





第1編 総論





I 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

当別町では、障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を総合かつ計画的に推進することを目的とした障害者基本法に基づく「障がい者基本計画」（計画年度：平成24～29年度）と自立支援給付等の提供体制及び円滑な実施の確保を目的とした障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」（計画年度：平成27～29年度）をセットにした「当別町障がい福祉基本計画」を策定しました。

本計画は、「障がい福祉計画」が平成29年度に満了となるため平成30年度からの計画を策定するとともに「障がい者基本計画」についても国等の障がい者施策や障害者総合支援法に基づくサービスの利用者等のニーズを踏まえ見直したものであります。また、今期より「障がい児福祉計画」についても策定が求められており、その策定も一体的に行っていきます。

地域社会において、他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択できる機会が確保されることも重要な視点であり、本計画では地域生活もより選択していけるように取り組んでいきます。

◆障がい者施策に関する各種制度等の変遷

- ◇『障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）』の施行（平成24年10月）
- ◇『第2期北海道障がい者基本計画（平成25～34年度）』の策定（平成25年3月）
- ◇『障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）』の施行（平成25年4月）
- ◇『障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）』の施行（平成25年4月）
- ◇『障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）』の制定（平成25年6月制定、施行は一部の附則を除き平成28年4月）。
- ◇『障害者基本計画（第3次計画：平成25年度～平成29年度）』の策定（平成25年9月）
- ◇『改正障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律）』の施行（平成28年4月（一部公布日又は平成30年4月）施行）
- ◇『改正障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律）』の施行（平成30年4月（公布日平成28年6月）施行）



2 計画の性格・位置づけ・名称

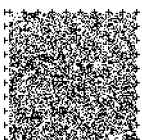
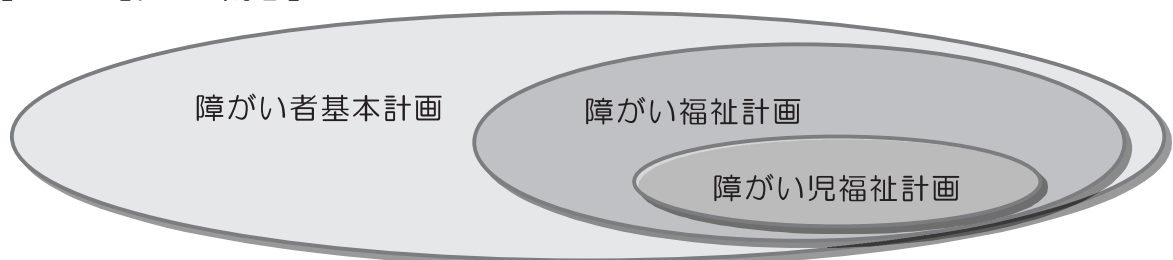
1) 障がい者基本計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の関係

障がい者基本計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の法的根拠、計画の性格は一部異なりますが、障がい児者施策を推進していくという方向性は同じになります。

【計画の位置づけ】

| | 障がい者基本計画 | 障がい福祉計画 | 障がい児福祉計画 |
|------------|----------------------------|---|--|
| 法的根拠 | 障害者基本法 | 障害者総合支援法 | 児童福祉法 |
| 計画の性格 | 障がい者の施策全般にわたる基本的な事項 | 障がい福祉サービス等に関する3年間の実施計画 | 障がい児福祉サービス等に関する3年間の実施計画 |
| 国・道の計画との関係 | 国の障がい者計画及び道の障がい者計画を基本にして策定 | 国の基本指針に即して作成し、各市町村障がい福祉計画を積み上げていく形で道の障がい福祉計画を策定 | 国の基本指針に即して作成し、各市町村障がい児福祉計画を積み上げていく形で道の障がい福祉計画を策定 |
| 計画期間 | 中長期・当別町は6カ年 | 3カ年 | 3カ年 |

【3つの計画の概念】



2) 計画の名称と期間

【計画の名称と期間】

当別町は、これまで平成23年度（平成24年3月）に「当別町障がい福祉基本計画」を策定し、「第3次障がい者基本計画（計画年度：平成24～29年度）」、「第4期障がい福祉計画（計画年度：平成27～29年度）」について、取り組んできました。

本計画では、障がいを取り巻く環境や制度変化等の動きに応じた「第5期障がい福祉計画（計画年度：平成30～32年度）」「第1期障がい児福祉計画（計画年度：平成30～32年度）」を策定するとともに、「第4次障がい者基本計画（計画年度：平成30～35年度）」について策定しました。

| | 年度 | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|------------------------|----|----|------------------------|----|----|------------------------|----|------------------------|----|----|----|--|
| | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | |
| 当別町 障がい者基本計画 | 第3次計画 (平成24～29年度) | | | | | | 第4次計画 (平成30～35年度) | | | | | | |
| 当別町 障がい福祉計画 | 第3期 (平成24～ 26年度) | | | 第4期 (平成27～ 29年度) | | | 第5期 (平成30～ 32年度) | | 第6期 (平成33～ 35年度) | | | | |
| 当別町 障がい児福祉計画 | | | | | | | 第1期 (平成30～ 32年度) | | 第2期 (平成33～ 35年度) | | | | |

3) 策定の視点

(1) 国・道の計画を踏まえた計画

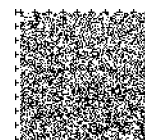
障害者総合支援法・児童福祉法の改正や障害者差別解消法などの制定及び北海道障害者基本計画(平成25～平成34年度)、当別町地域福祉計画を踏まえて、当別町の障がい者福祉施策を計画的に推進するための計画として策定します。

(2) 社会経済環境の変化に対応した計画

障がいがある方が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、障がい者のニーズや地域資源の現状も踏まえながら、障がい者を取り巻く社会環境の変化に対応した計画として策定します。

(3) 障がい者のニーズを踏まえた計画

アンケート調査や関係団体・事業所等へのヒアリング調査から障がい者のニーズを分析し、これらを反映させた計画として策定します。(資料編 I 参照)



(4) 計画に対する評価を反映

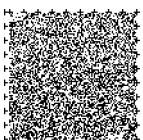
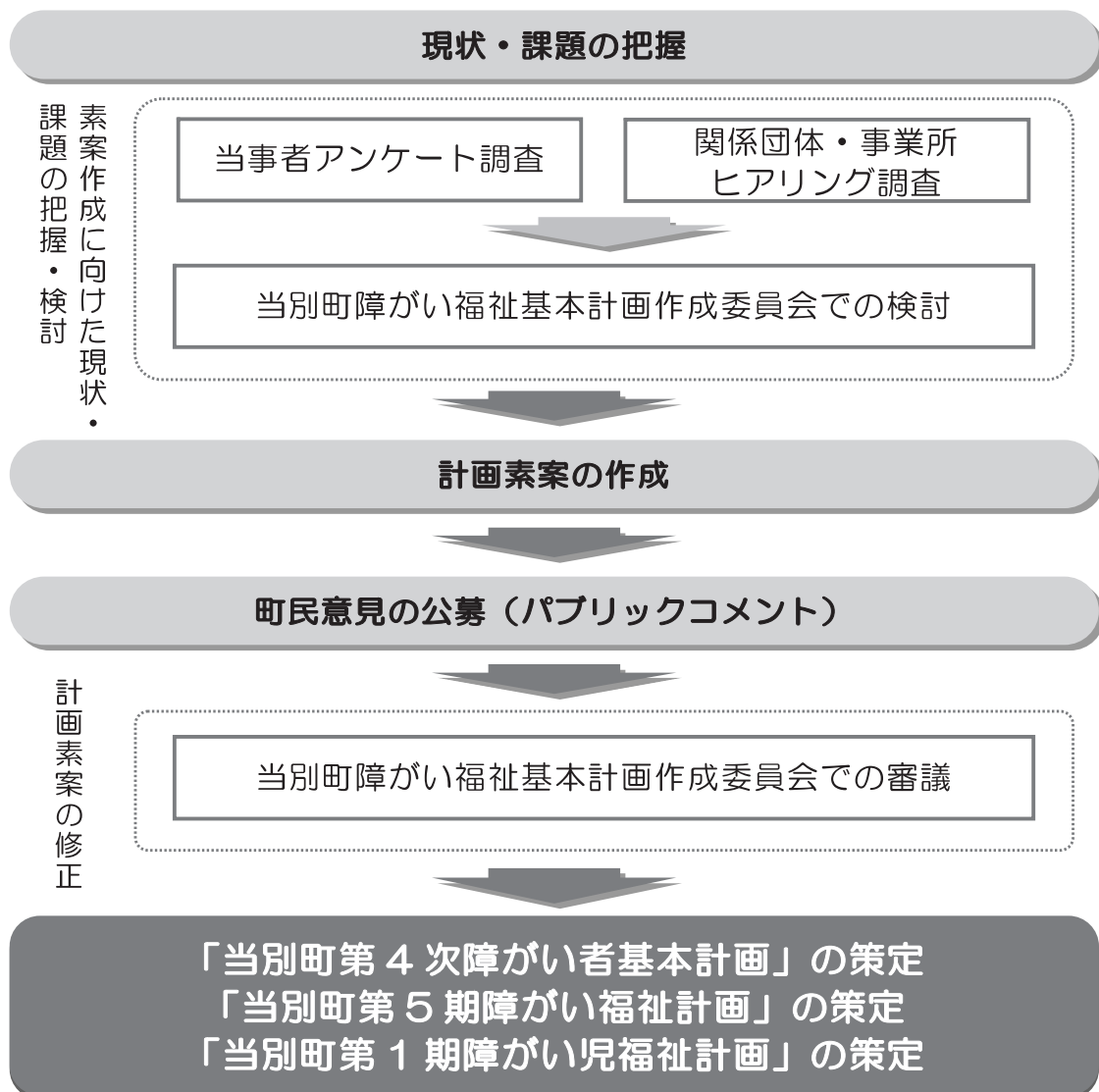
計画内容の実施状況を把握するとともに、国の基本方針に則した障がい福祉サービスの目標値やサービス見込み量の進捗状況等の分析・評価をし、その内容を反映させた計画として策定します。

4) 計画策定の体制

計画策定にあたっては、当事者や関係団体からのニーズや提案把握のためのアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

その上で、「当別町障がい福祉基本計画作成委員会」において検討を重ねるとともに、計画素案を町民意見の公募（パブリックコメント）にかけ、広く町民からの意見についても反映します。

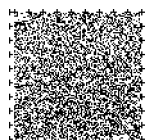
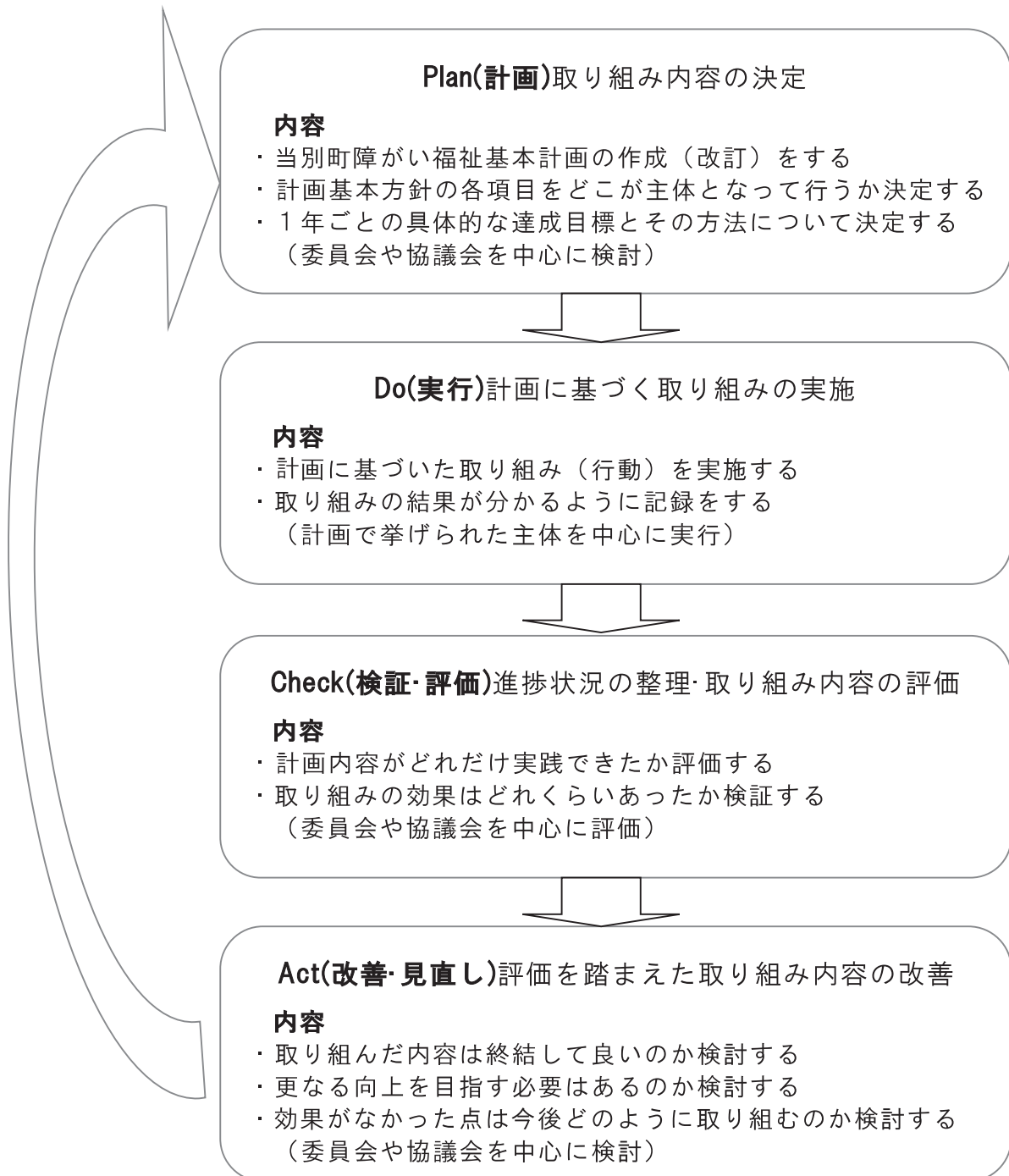
【検討の流れと計画の策定体制】



5) 計画評価の実施に向けて

具体的に行った取り組みを可視化し、定期的に評価を行うPDCAサイクルを基本に計画を遂行していきます。

評価を進めていくにあたり、具体的な各項目を進めていくための主体を明確にします。実施内容を評価して、施策をより良いものとしていきます。そのため、委員会や協議会を中心に評価を進める体制を整え、毎年定期的に評価・見直しを実施します。

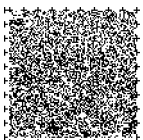
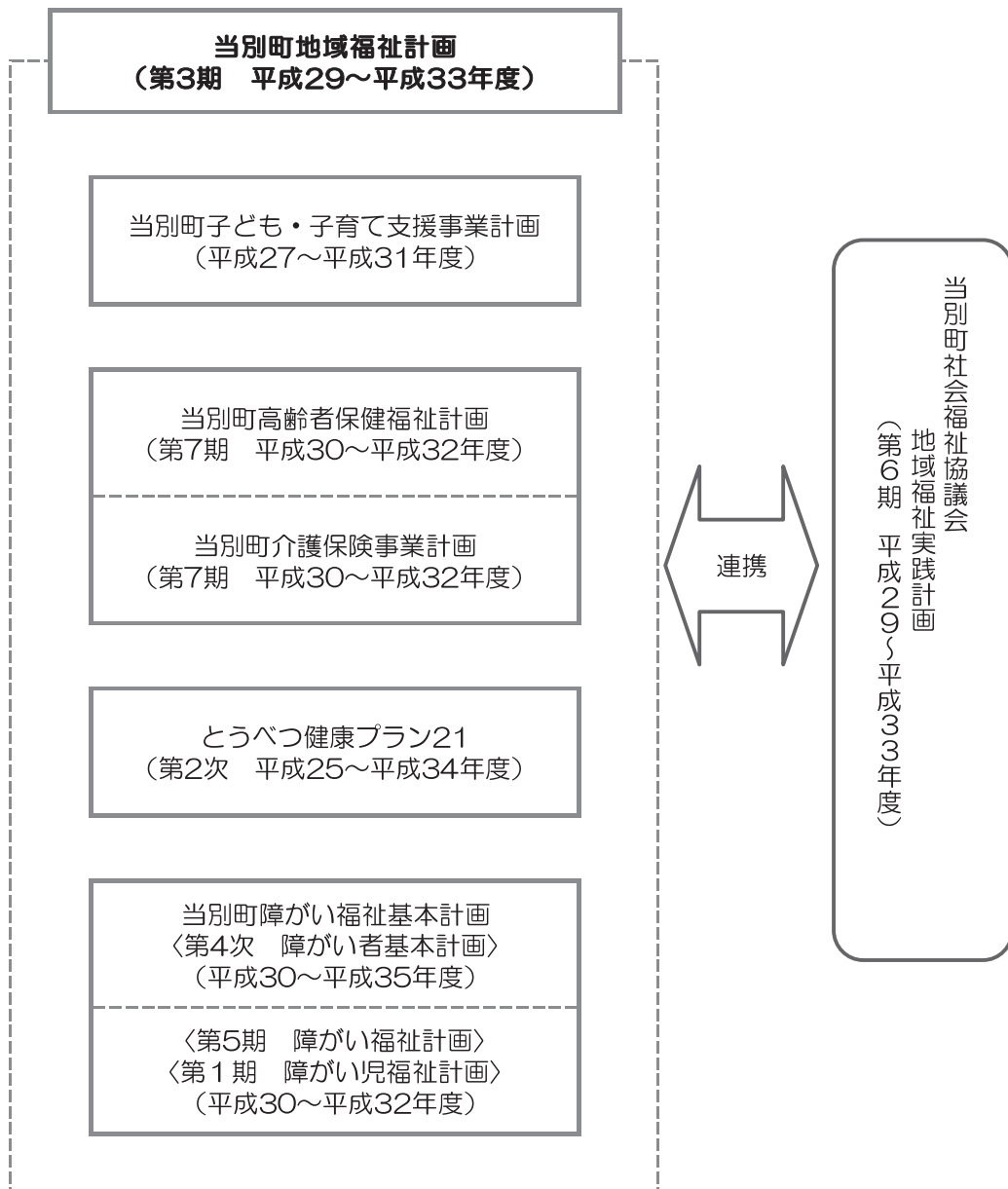


6) 当別町の様々な福祉計画との関連

「当別町第5次総合計画/当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を進めていく上で、各種保健・福祉施策の基盤となる地域づくりを含め、保健・福祉全般について総括的に取りまとめて各種計画を横につなげていく「当別町地域福祉計画」を上位計画としています。

部門別計画としては「当別町子ども・子育て支援事業計画」「当別町高齢者保健福祉計画」「当別町介護保険事業計画」「とうべつ健康プラン21」とともに本計画が位置づけられています。

また、当別町社会福祉協議会における「地域福祉実践計画」とも連携して誰もがその人らしく生活が送れるような地域社会を目指します。



Ⅱ 障がい者を取り巻く 現状と課題

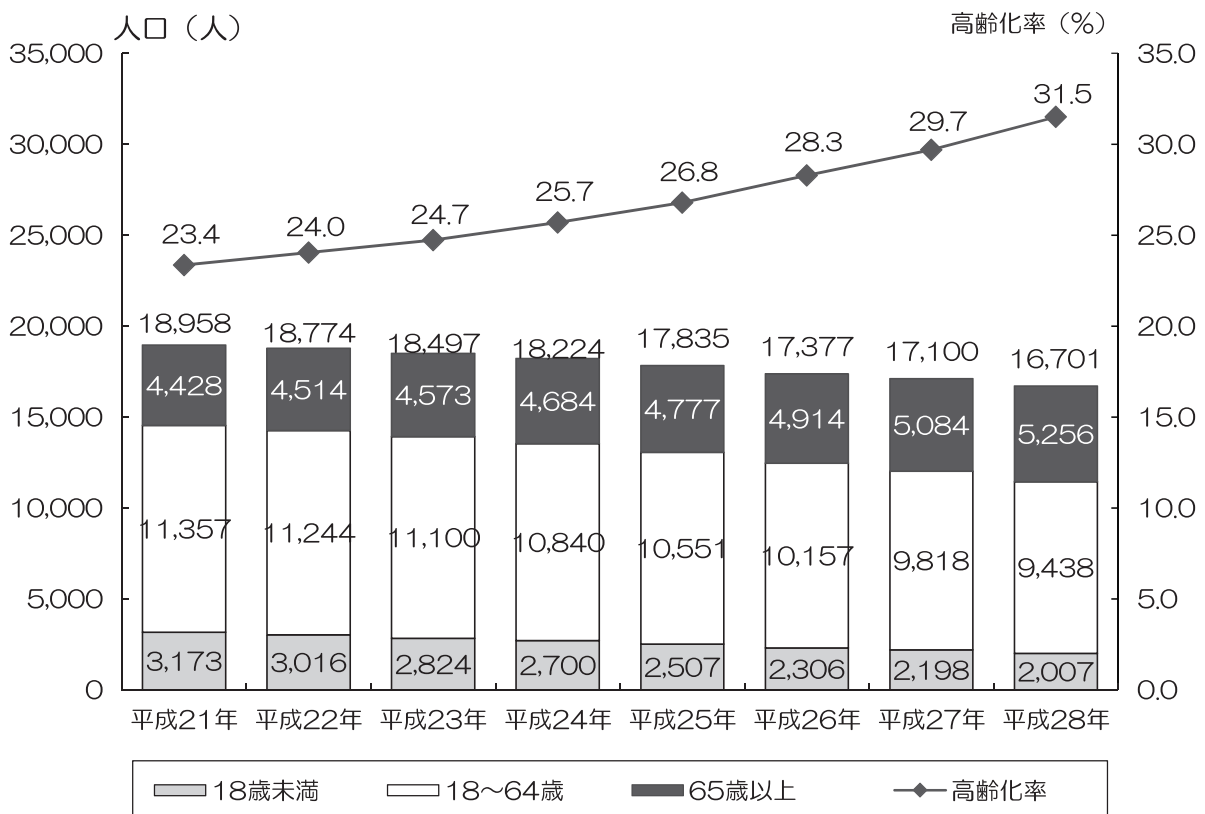
1 障がいがある方の現状

1) 町の人口動向

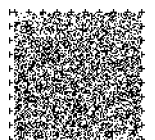
当別町の人口は、平成28年（4月1日現在）では16,701人となっており、近年緩やかな減少傾向が続いています。

65歳以上の高齢者は増えており、平成28年は5,256人となっており、高齢化率でみると平成28年は31.5%と年々高くなっています。

当別町の人口の推移



資料：当別町資料（以降同様）



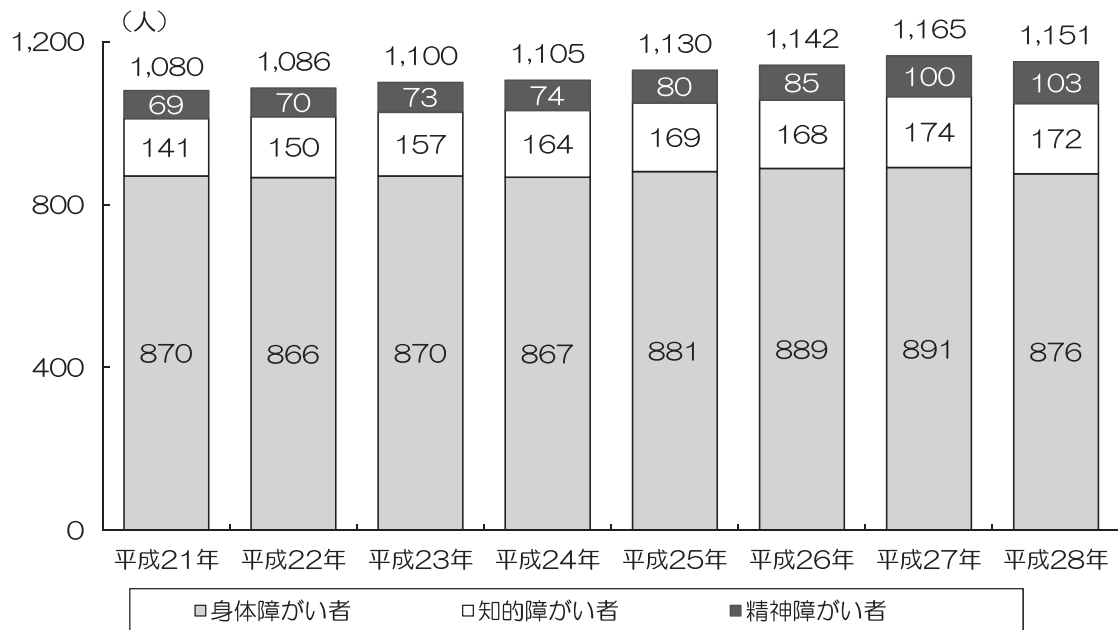
2) 障がいがある方の動向

(1) 障がい種別障害者手帳所持者数

3障がい（身体、知的、精神）者の総数は、平成28年（4月1日現在）で1,151人となっています。

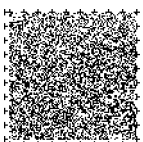
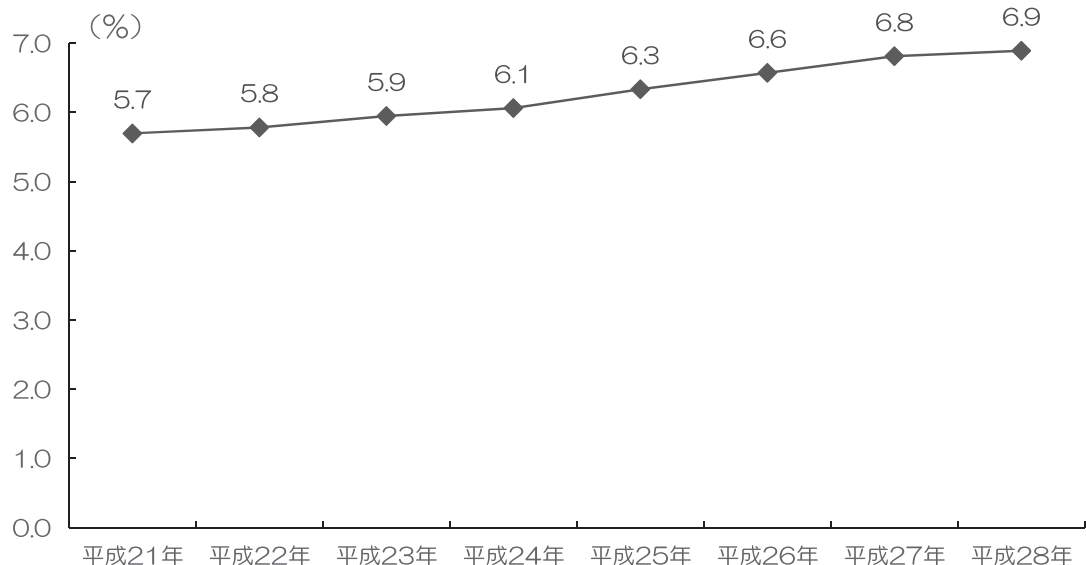
障がい種別で見ると、身体障がい者が最も多く平成28年は876人で全体の76.1%、次いで知的障がい者は172人で全体の14.9%、精神障がい者は103人で全体の9.0%を占めています。

障害者手帳所持者数



当別町の全人口に対する障害者手帳所持者数の割合は、平成28年は6.9%で、年々その割合は増加しています。

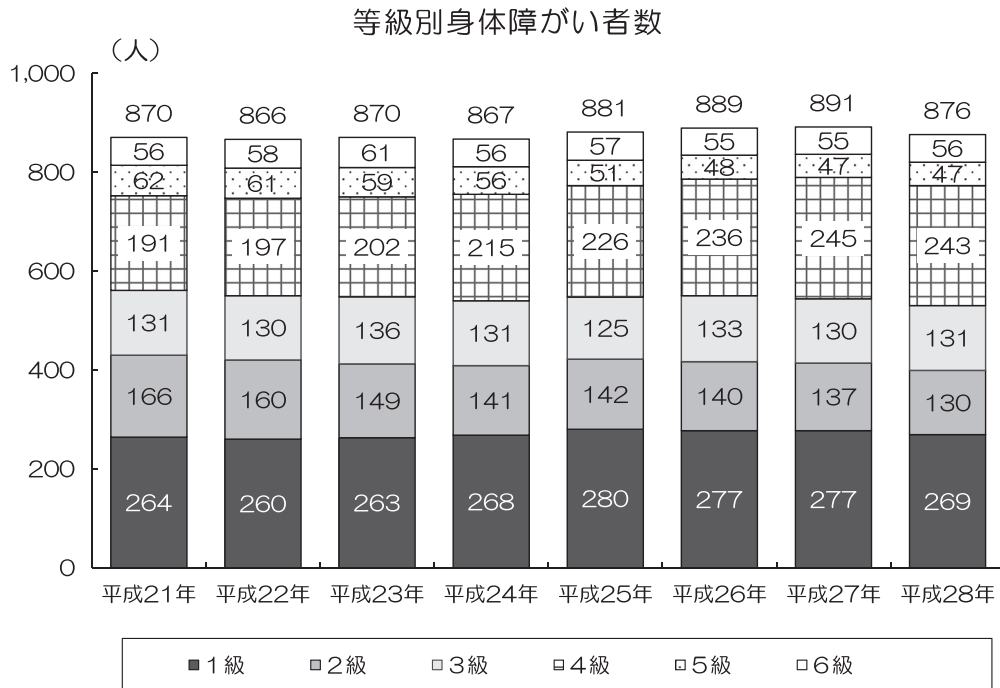
人口に対する障害者手帳所持者の割合



(2) 身体障がい者

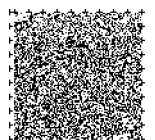
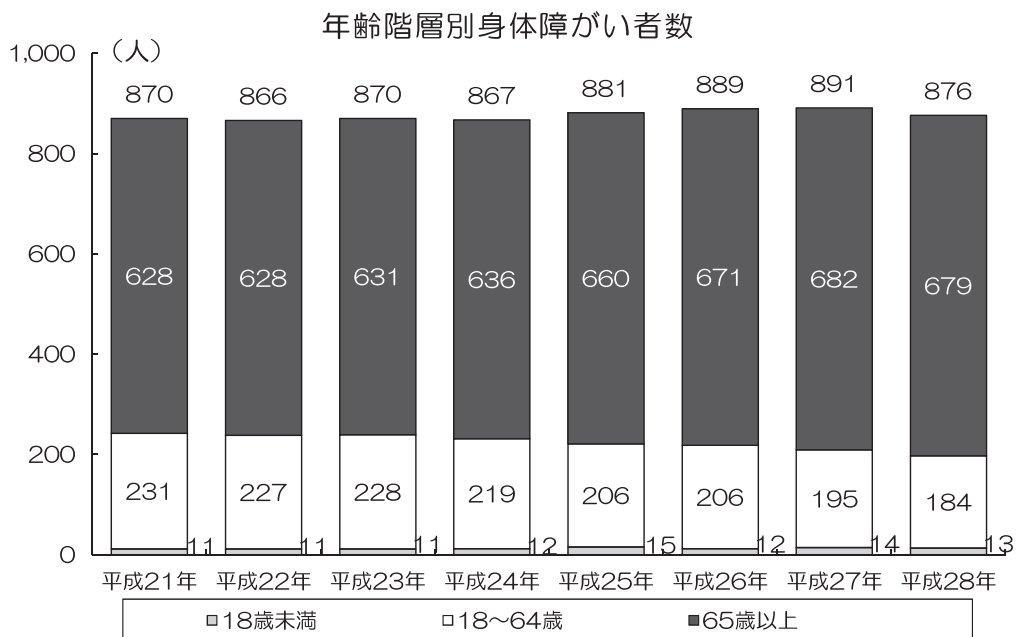
<等級別>

平成28年の身体障害者手帳所持者は876人で、等級別では重度障がい者（1級、2級）が45.5%で、半数近くを占めています。



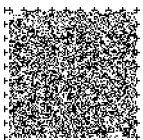
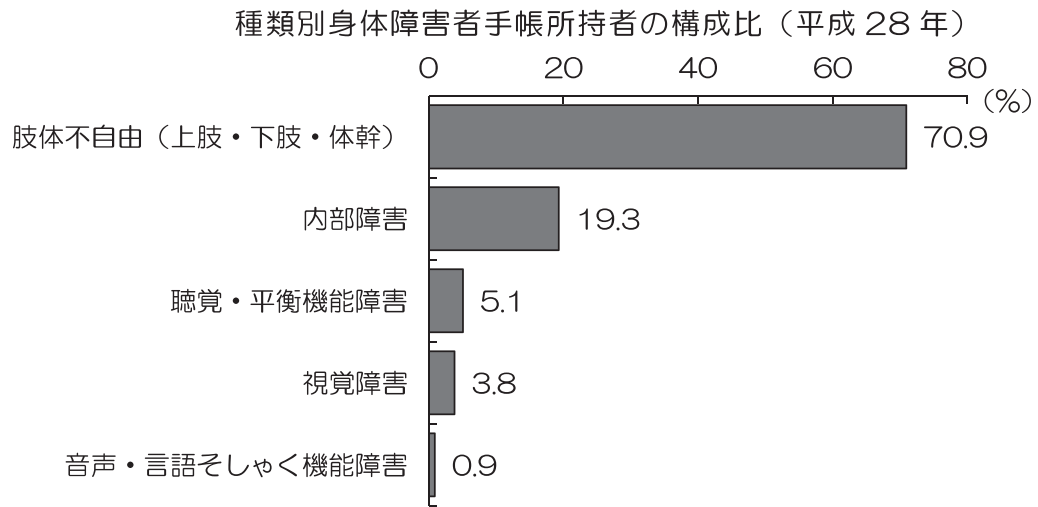
<年齢階層別>

年齢階層別では、65歳以上の高齢者が平成28年は679人で、全体の77.5%で大半を占めており、またその比率も年々増加しています。



<種類別>

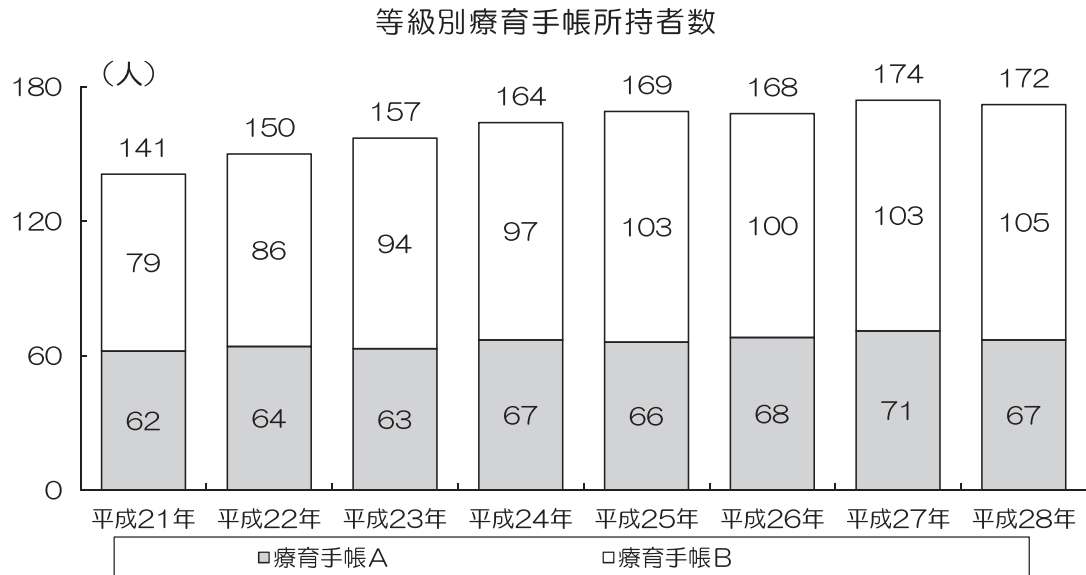
種類別では、「肢体不自由（上肢、下肢、体幹）」が70.9%と最も多く、次いで「内部障害」が19.3%、「聴覚・平衡機能障害」が5.1%となっています。



(3) 知的障がい者

<等級別>

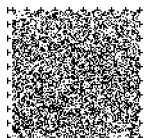
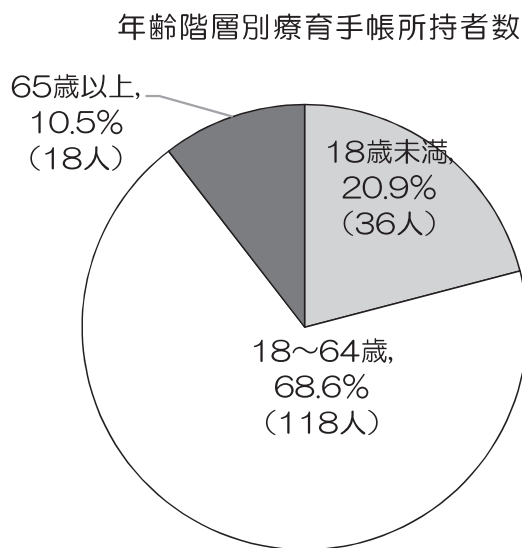
平成28年は、療育手帳所持者は172人で、等級別では、療育手帳A（重度）が67人で全体の39.0%、療育手帳B（軽度）が105人で61.0%を占めています。



前年度より療育手帳 A（重度）は減少していますが、療育手帳 B（軽度）は増加しています。全体としてはほぼ横ばいです。

<年齢階層別>

年齢階層別では、「18～64歳」が68.6%と最も多く、次いで「18歳未満」が20.9%、「65歳以上」が10.5%となっています。

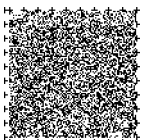
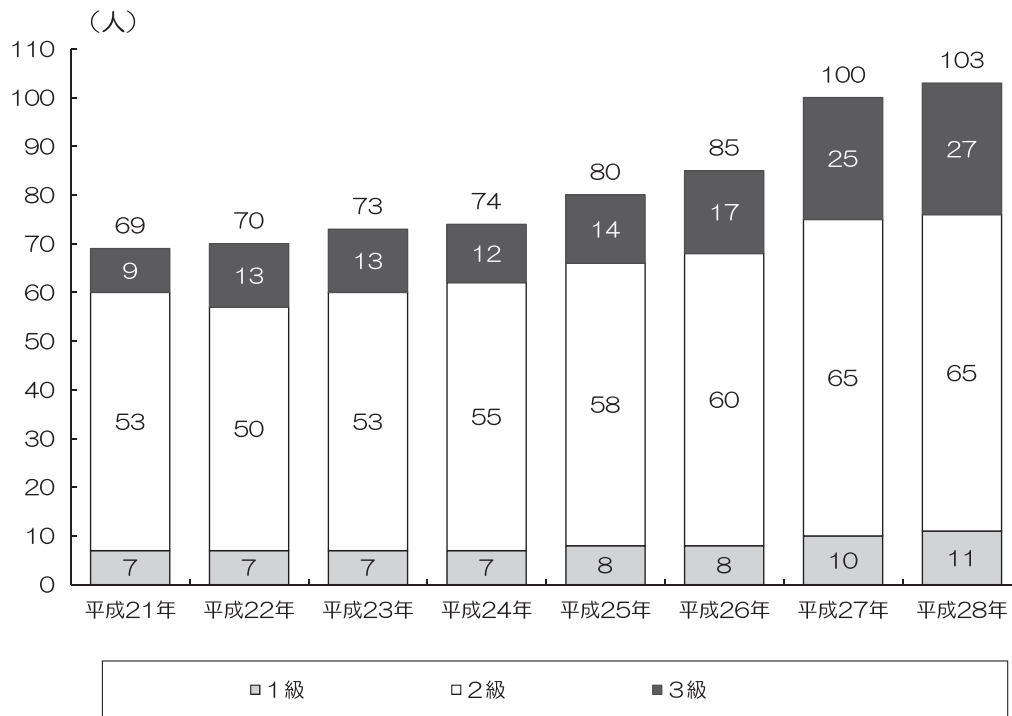


(4) 精神障がい者

<等級別>

平成28年の精神障害者保健福祉手帳所持者は103人で、等級別では「2級」が65人と最も多く全体の63.1%を占めています。

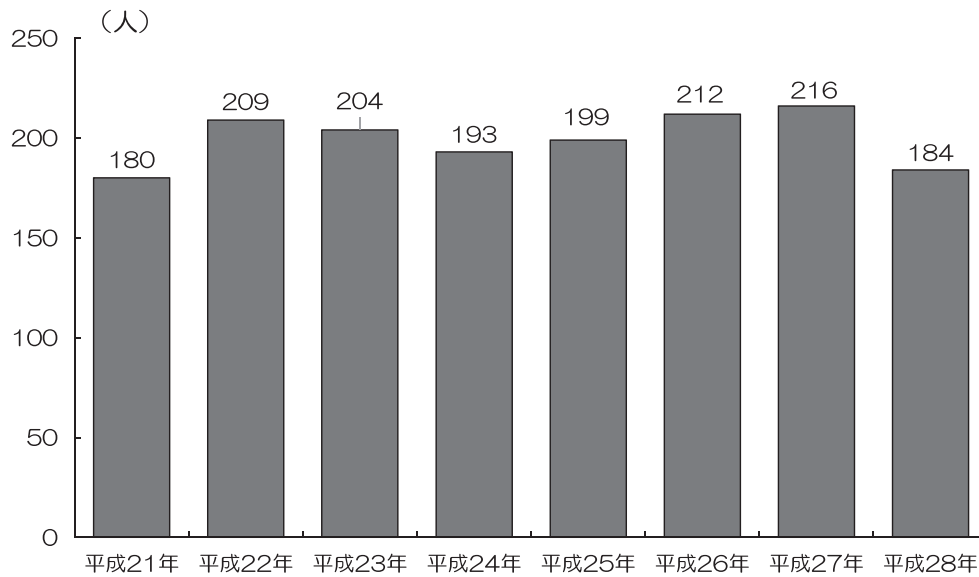
等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数



<自立支援医療（精神通院）受給者数>

自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成28年は184人となっています。

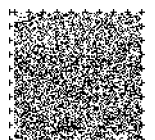
自立支援医療（精神通院）受給者数



自立支援医療は精神障害者保健福祉手帳所持とは別のサービスとなります。

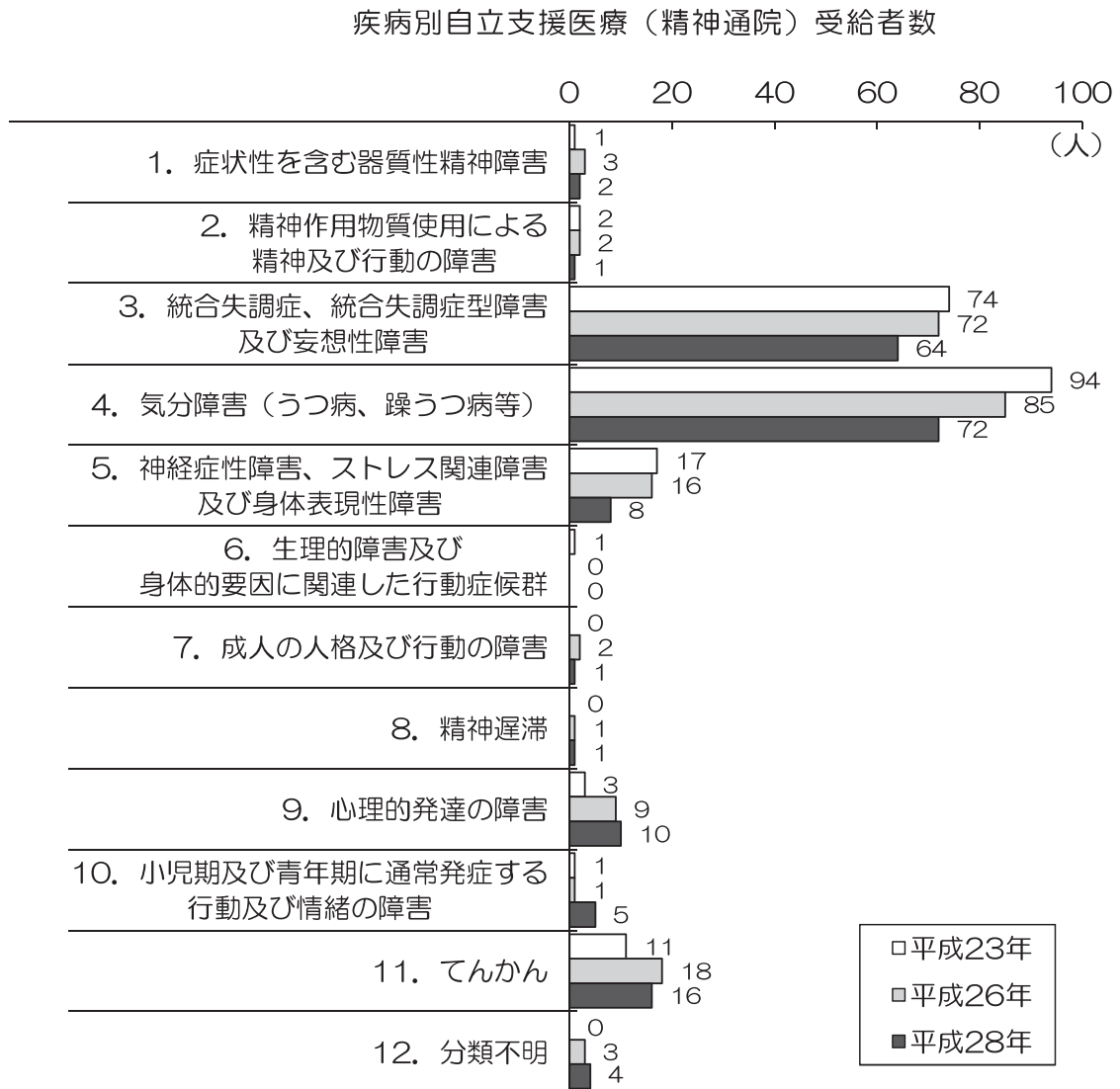
自立支援医療とは、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

- 精神通院医療：精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者
- 更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）
- 育成医療：身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）

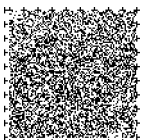


＜疾病別自立支援医療（精神通院）受給者数＞

疾病別では、「気分障害（うつ病、躁うつ病等）」が72人と最も多く全体の39.1%を占めており、次いで「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が64人で34.8%を占めています。また「心理的発達の障害」「小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害」といった発達の障害に関連する利用もわずかですが増加傾向です。



発達や小児期・青年期に関連する障がいでの利用が増加しており、子どもの利用も増えています。今後、障がいがある子どもに対する早期支援の更なる充実が重要です。



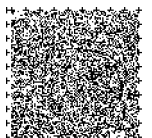
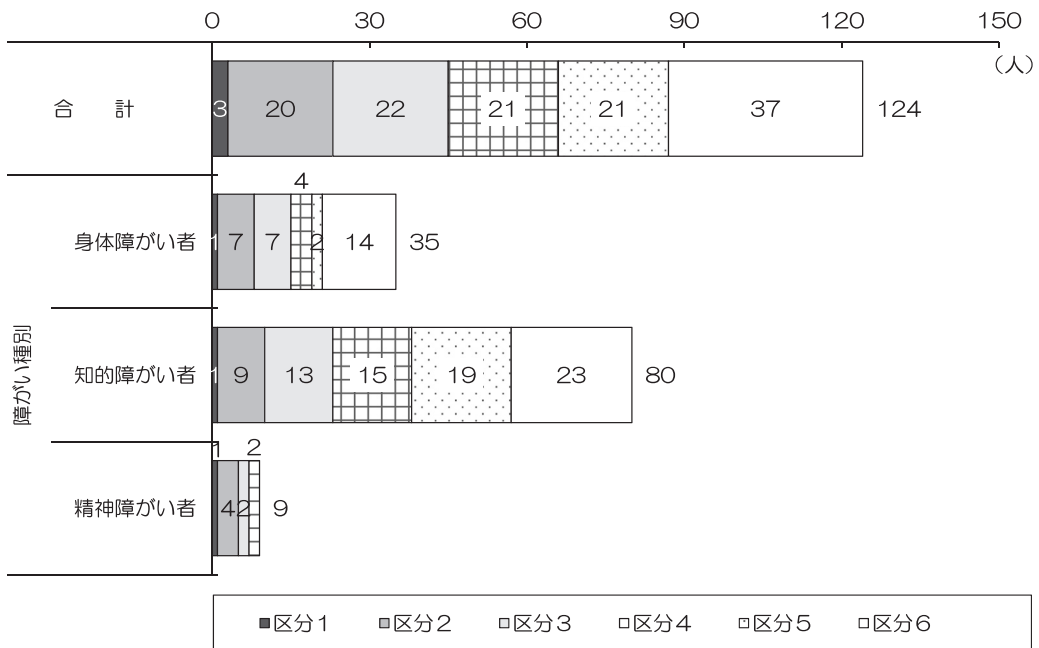
(5) 障害支援区分

<等級別>

平成28年の障害支援区分認定者数は124人で「区分6」が37人で全体の29.8%を占めており最も多く、次いで「区分3」が22人で全体の17.7%を占めています。

障害種別認定者数をみると、「知的障害者」が80人と最も多く、次いで「身体障害者」は35人、「精神障害者」は9人となっています。

障害支援区分別障害者数（平成28年）



Ⅲ これまでの計画における 課題と取り組み

1 これまでの計画における課題

前計画において、特に下記の項目について課題として取り上げていました。

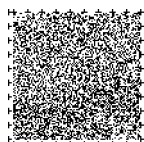
- 障がいに対する社会・地域での理解
- 多様化する障がい者像・ニーズへの対応
- サービスの内容や利用方法の周知
- サービスの質の確保・充実
- 身近な場所での気軽な相談体制づくり
- 福祉サービスに関する情報周知のあり方の工夫
- 移動支援を含めた、外出に対するニーズへの対応
- 各種手続きの簡素化、利用者の立場に立ったサービス提供の工夫
- 生活の場（住まい）の確保
- 就労支援（一般就労・福祉的就労）の充実
- 災害時等における障がいをもつ方等の安心・安全の確保
- 家族や介護者へのレスパイトサービス等の支援の充実
- 権利擁護及び差別の解消

2 これまでの計画に対する取り組み

1) 当別町障がい者地域自立支援協議会

障がい者地域自立支援協議会は、障がい者の地域生活の支援と推進のため、福祉、就労、保健、医療等に係る各種サービスを関係機関が総合的に調整し、連携強化を行うことにより、各機関が効果的に支援を実施し、かつ推進するため設置しました。

障がい者基本計画の推進にあたりましても、当別町障がい者地域自立支援協議会を中心として活動の検討及び確認し、計画推進のため各部会において意見交換、グループワーク、実践発表等の活動を行ってきました。



2) 各部会と目標

○しごと部会

- ・町内での「企業実習（お仕事体験）」や「施設外就労」の体験先、派遣先の実績をさらに増やす
- ・町内企業に向けて障がい当事者の就労について知ってもらう機会を増やす

○ほんにん部会

- ・当事者同士が交流する機会を本人たちが企画し、当事者活動の活性化をすすめる
- ・権利擁護についての学習を行う

○ちいき部会

- ・福祉マップ（仮）の完成
- ・障がい福祉基本計画の課題整理と評価
- ・障がいだけではなく、高齢者の課題も共有していく

○こども部会

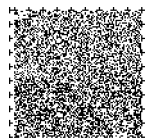
- ・障がいのある子どもやその家族の充実した地域生活をめざす
- ・必要な相談支援、福祉サービス、関係機関との連携

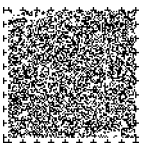
○計画相談部会

- ・計画相談を実施する事業所と行政とで、現状把握と共有
- ・サービス等利用計画の質の向上を図る

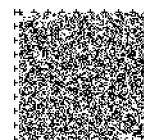
○個別検討会議

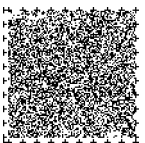
| | 部会名 | 役割 |
|-----------------------|--------|--|
| 当別町障がい者地域自立支援協議会（全体会） | しごと部会 | ○働くことを支えます |
| | ほんにん部会 | ○地域で支えます（当事者の地域活動参加への支援体制強化） |
| | ちいき部会 | ○地域で支えます ○障がいがある方の自立した地域生活・家族を支えます ○障がいがある方の権利が守られるまちづくりを目指します |
| | こども部会 | ○発達を支えます |
| | 計画相談部会 | ○障がいがある方の自立した地域生活・家族を支えます |
| | 個別検討会議 | ○障がいがある方の自立した地域生活・家族を支えます |





第2編 基本的な考え方と 施策展開 【障がい者基本計画】





I 基本理念と方針

1 基本理念

基本理念については、現行計画では下表のように定めています。

本計画では、これまでの計画の精神を継承しつつ、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、あらゆる人が支え、支えられ、いつまでも住み続けられる「共生のまちづくり」に対する考え方も含まれたものとなっています。

また、近年の地域での福祉課題も複雑化・複合化が顕著となるなか、地域住民が一体となり「我がこと」と捉え、積極的な取り組みを広げていくことが求められています。更に、平成23年3月11日におこった東日本大震災は、防災や安心・安全に対する認識や、地域との繋がりの重要性を改めて教訓として教えてくれました。平成28年8月には道内で台風による甚大な被害もあり、十分な災害対策が求められています。現在の基本理念は、このようなことも包含しており、本計画にあたっては、前計画の基本理念を継承していくものとしします。

基本理念

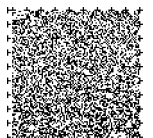
- ①障がいがある方が地域でいきいきと生活できるような自立生活を支えます
- ②みんなが共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざします
- ③地域の支援力を高めます

2 基本方針

基本方針についても前計画の5つの方針を継承します。第3期当別町地域福祉計画をふまえつつ、障がいがある方の生活について地域を基盤としながら一人一人を大切に、より具体的な取り組みを進めていきます。また、方針④については、福祉だけではなく、教育等含め様々な関係者との協働のもと、施策に取り組んでいくことが重要となります。

基本方針

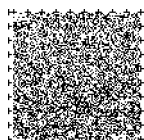
- ①地域で支えます
- ②障がいがある方の自立した地域生活・家族を支えます
- ③働くことを支えます
- ④発達を支えます
- ⑤障がいがある方の権利が守られるまちづくりをめざします



3 施策の体系

施策の体系は次のものとしします。

| 基本理念 | 基本方針 | 主要施策 |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域の支援力を高めます ・みんなが共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざします ・障がいがある方が地域でいきいきと生活できるような自立生活を支援します | 方針1 地域で支えます | 相談体制の充実 支援者の研修会等スキルアップの強化 障がいに対する理解の促進 安心・安全の確保 地域内交流の促進 情報提供体制の充実 福祉教育の推進 人的資源の充実 当事者の地域活動参加への支援体制の強化 |
| | 方針2 障がいがある方の自立した地域生活・家族を支えます | 自立生活への移行機能の整備（住まいの場の確保等） 生活支援の充実 移動手段の充実 街中におけるバリアフリー環境の整備 家族を支える仕組みの充実 |
| | 方針3 働くことを支えます | 事業所の仕事の拡充 当別町の特性を生かした働く場の創造 企業に対する理解の促進 働く環境の支援体制の充実事業所の仕事の拡充 |
| | 方針4 発達を支えます | 障がい等に対する保育・療育体制の充実 障がいがある児童の支援 福祉・保健・医療・教育の連携による支援体制づくり |
| | 方針5 障がいがある方の権利が守られるまちづくりをめざします | 権利擁護の推進 虐待防止ネットワーク体制の構築 差別の解消 |



Ⅱ 施策の展開

1 地域で支えます

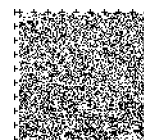
地域共生社会の実現に向け、障がいの有無には関係なく身近な地域における支え合いが基本となります。これは地域包括ケアシステムとして、町全体の福祉に関する諸問題を包括的にとらえ解決に導く仕組みづくりとも共通します。

そのための一つとして、町民一人ひとりが障がいに対する理解を深め（「知る」から「わかる」へ）、我がこととして、相互に学び・交流し合う機会が大切です。

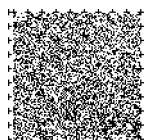
また、いつでも気軽に相談できること、障がいの特性に対応したわかりやすい情報提供を工夫していくことは、障がいがある方だけではなく、町民の安心・安全な生活の確保にも結びついてくるものです。

これらの施策を展開する中で、一つのコミュニティとして、障がいがある方が地域での様々な活動に参加しやすい環境を創り、また、それを支援する専門家の養成を図り「相談窓口連絡会」の機能を充実するなど、地域ぐるみで支援する体制づくりを図っていくことがとても大切です。

| 施策 | 内容 |
|-------------------|---|
| 相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none">○相談支援事業所のPR○それぞれの専門分野・制度における相談員の配置○関係機関が集まる「相談窓口連絡会」の機能を充実させるため、個別のケースに対する支援体制の構築を図る |
| 支援者の研修会等スキルアップの強化 | <ul style="list-style-type: none">○専門支援のスキルアップのための学習会・研修会の開催（精神障がい・医療的ケア等）○福祉の働き手が魅力を感じる支援体制づくり○大学等と連携したスキルアップ支援○事業所同士の気軽な情報交換の場づくり○レクリエーションを企画し実現できるコーディネーターの育成○関係機関同士がお互いの実践を第三者的に評価できる体制づくり |
| 障がいに対する理解の促進 | <ul style="list-style-type: none">○勉強会の開催（学校向け、企業向け、まちづくり勉強会など）○障がいについてわかりやすいガイドブックの作成と無料配布○当別町内の障がい福祉ガイドマップの作成と周知○啓発活動の推進（当事者の会の活動報告の回覧板への掲載等）○障がいがある方がよく行く場所（コンビニ、スーパー、銀行等）への障がいに対する理解の啓発活動○不登校、ニート、引きこもりを克服した人の話を聞く機会づくり（ピア祭りの開催等）○町内の店に障がいに関わるパンフレットの設置 |



| 施策 | 内容 |
|---------------------|---|
| 安心・安全の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害時等に備え、日ごろからの繋がりと対応できる仕組みづくり・福祉関連法人との連携 ○障がいがある方を想定した地域での避難訓練の実施 ○障がいを踏まえた防災に対する本人・住民の意識の向上 ○潜在的に支援を必要とする人の発見 |
| 地域内交流の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○みんなが顔見知りになる挨拶運動 ○様々な資源を活用した定期的な交流機会の拡充 |
| 情報提供体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○各サークルや当事者団体の紹介を町のホームページへ掲載 ○紙面による情報発信だけではなく、民生委員などから地域住民への情報発信 ○情報がタイムリーにわかる体制、方法の充実（一目でわかるものを作る） ○イベントや集える場所等、様々な機会を捉えた情報交換 ○様々な障がいの状況を踏まえた情報提供体制 |
| 福祉教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育と協力した積極的な障がいを知る機会の拡充 |
| 人的資源の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○障がいがあっても「支える」ができる ○マンパワーの開発と継続的な確保 ○各種学校との連携 |
| 当事者の地域活動参加への支援体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ○当事者団体同士や町内の様々なクラブ交流や情報共有をしながらの活動の展開 ○若い世代の当事者グループ活動の充実 ○若い世代の当事者団体と高齢の当事者団体の交流会の開催 ○趣味や仕事を発表できる場の提供と住民との繋がり強化 ○障がいがある方が企画から参加するイベントづくり |



2

障がいがある方の自立した 地域生活・家族を支えます

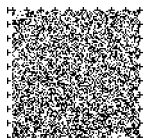
障がいがあっても、自らの力を活用しながら日常生活を過ごすことができる環境づくりが求められます。

そのためには、“住まいの場”を中心に、生活を支える支援の充実を図っていく必要があります。

また、安心して暮らすには、24時間の見守りや生活の各場面での支援体制を整えていく必要があります。

さらに、病院、買い物、余暇等、街中に自由に出かけることができるように、より使いやすい移動手段の充実や、活動の阻害要因を極力無くしていくハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進が求められます。

| 施策 | 内容 |
|------------------------------|--|
| 自立生活への移行機能の整備 (住まいの場の確保等) | <ul style="list-style-type: none"> ○本人の特性を踏まえたグループホームの整備促進 ○グループホームの町内会等地域との連携促進 ○空き部屋の活用 ○一人暮らし体験の仕組みづくり ○障がい、高齢に関わらず暮らせる共同生活の場の創設 |
| 生活支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○24時間サポート体制の確立 ○生活スキルもサポートしてくれる支援体制づくり ○働いている人や、事業所に通っている人のための夜間のスポーツや文化活動、生涯学習活動の推進、資源の開発 ○身近に相談できる場の拡充 ○冬期の除雪体制に対するニーズ把握と除雪サービス充実の検討 |
| 移動手段の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○JRとコミュニティバスの接続のスムーズ化 ○バスルートの改善 ○移動手段の確保 ○関係機関とともに移動に対するニーズ把握の実施 ○移動支援の充実に向けた定期的な検討会議の開催 |
| 街中におけるバリアフリー環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○散歩する時に一休みできる椅子やスポットの整備 ○障がいがある方でも利用しやすい自動販売機の設置 ○コミュニケーションにおけるバリアフリーの推進 ○道路等の適切な改修 ○人的バリアフリーの充実 |
| 家族を支える仕組みの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○家族のレスパイトを図れるサービスの充実 |



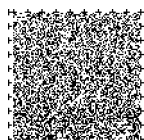
3 働くことを支えます

障がいがある方が就労することへは、まだまだ障壁が多い状態です。就労することは金銭面だけではない、様々な生活を豊かにする要素を含んでいます。そのためにも環境を良くしていく必要があります。

障がいがある方の就労能力の向上だけでなく、受け入れる企業側の障がいに対する理解が非常に大切になってきます。

また、既存の企業だけでなく、新たに障がいがある方に適した就労の場を創っていくという考え方も重要です。本町の特性を活かし、例えば農業面での就労や、冬場ならではの仕事といったことを工夫するとともに、障がいがある方の特性に応じて、様々な働く場や働き方を少しでも増やしていくことが求められます。

| 施策 | 内容 |
|-------------------|--|
| 事業所の仕事の拡充 | ○福祉ショップの整備 ○「当別町における障がい者就労施設からの物品等調達方針」を庁内に周知し物品、役務の拡大 |
| 当別町の特性を生かした働く場の創造 | ○当別産作物を使用した、障がいがある方による「当別ブランド」の商品開発 ○農業を発展させたさらなる雇用の場の創出 |
| 企業に対する理解の促進 | ○町内の企業の理解と、既に行っている企業のPRの充実 ○企業向けのわかりやすい冊子や映像の作成 ○企業が障がいがある方が働いている場面を見て、触れ合う機会の設置 |
| 働く環境の支援体制の充実 | ○就労体験、企業実習ができる場の増設 ○仕事をしながら相談できる場所や人の体制整備 ○自立できるだけの給料確保の体制づくり ○仕事をしている障がいがある方の体験を聞く機会の設置 ○継続できる、再出発できる支援体制 |



4 発達を支えます

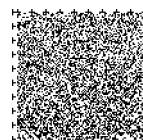
出生時から子ども・成人・高齢に至る成長の過程の中で、発達や教育・医療といった様々なニーズに横断的に対応していくことが大切です。

乳幼児期から学齢期においては、乳幼児の健康診査・育児相談、訪問指導等の体制を継続するとともに、保育所・認定こども園、子ども発達支援センター、各種福祉サービス事業所、医療機関等関係機関が連携した取り組み体制を作っていくことが重要となります。

また、学齢期においては、障がいの特性が十分に把握された就学環境の中で、個々の個性を伸ばす教育体制が求められます。

さらに、全てのライフステージを通して、保健や医療といった健康面について、関係機関の相互連携による支援体制の構築が求められます。

| 施策 | 内容 |
|----------------------------------|--|
| 障がい等に対する 保育・療育体制の 充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○保育所や認定こども園及び小学校等、発達に課題がある子どもへの指導体制の強化 ○各関係機関との連携強化による、早期発見、障がい理解の促進、情報提供の体制づくり ○地域が子どもを育てる意識の醸成 |
| 障がいがある児童 の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○障がいがある児童生徒の相談・支援体制及び放課後支援の充実 ○学校現場における福祉教育の推進と、学校間における交流活動の促進 ○教育・福祉を含む様々な関係機関と連携した生涯発達の視点における支援体制の構築 |
| 福祉・保健・医療・ 教育の連携による 支援体制づくり | <ul style="list-style-type: none"> ○難病患者や医療的ケア等あらゆる障がい（児）者やその家族の支援の充実 ○一時預かりや外出支援等、生活をサポートする事業の充実 ○福祉、保健、医療・教育等関係機関との連携と情報を共有し、健康面等の支援を図る |



5

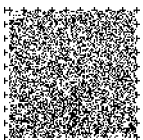
障がいがある方の権利が 守られるまちづくりを目指します

障がいがあっても、尊厳や権利が守られることは最も基本的なこととなります。親亡きあとの問題や、高齢化がさらに進み、一人暮らし高齢者もさらに多くなることが予想される事態において、権利を守っていく仕組みづくりはさらに重要さを増してきます。各種制度事業の理解を深め、道や国との連携も含め、より利用しやすい仕組みに改善していくことが求められます。

また、虐待の問題についても、身近な地域での見守りや、各種健診時、あるいは保育所・認定こども園における見守り等、児童から成人に対する虐待防止のネットワーク体制を構築していくことが必要です。

権利侵害に対してだけでなく、権利を行使できる支援の充実も求められます。

| 施策 | 内容 |
|-----------------|--|
| 権利擁護の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活支援事業や成年後見制度等について、分かりやすい冊子等の作成による周知活動の充実 ○成年後見制度の利用相談の充実や利用しやすい体制の整備 ○意思決定支援の充実 ○障がいのある人が自らの主体的な生活を考えていける体制の整備 ○家族・住民への制度理解の促進 |
| 虐待防止ネットワーク体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校・民生委員等の活動を含めた地域での日常的な見守り体制づくり ○相談事業所、支援事業所、教育機関、医療機関等、関連機関における相互連携体制づくり |
| 差別の解消 | <ul style="list-style-type: none"> ○障がいを理由とする差別の禁止及び合理的配慮の実施に関する普及・啓発 |



Ⅲ 本計画における重点目標

本計画で特に取り組みが必要であると考える事項について、重点目標として掲げ、今後、実施を進める主体を明確にして実施します。

◆地域で支えます

1) 安心・安全の確保

- ・障がいや踏まえた防災に対する本人・住民の意識の向上
→今回の調査で障がいがある人の防災意識があまり高くないことが分かりました。昨今災害が増えている中で、しっかりと対策を進めることが求められます。
- ・潜在的に支援を必要とする人の発見
→福祉に対する認識が広がる中で、必要な支援につながっている人もたくさんいますが、本当は困っているのにつながれていない方も多いと思われます。そのような方々も安心して地域で暮らせる体制を整えます。

2) 支援者の研修会等スキルアップの強化

- ・福祉の働き手が魅力を感じる支援体制づくり
→改めて福祉の現場で働く魅力について理解を深め、そのスキルアップにつなげていきます。支援の質向上につながり利用する方のメリットにもなります。

◆発達を支えます

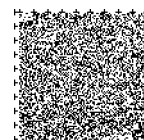
1) 障がいがある児童の支援

- ・教育・福祉を含む様々な関係機関と連携した生涯発達支援体制の構築
→調査からも障がい児が当別町で安心して発達できる体制が求められており、国としてもその充実を図る方向性を示しています。生涯にわたり安心して暮らせる町を目指します。

◆障がいがある方の自立した地域生活・家族を支えます

1) 移動手段の確保

- ・関係機関とともに移動に対するニーズ把握の実施
→調査において移動手段に困っている方が多いことが分かりました。さらに具体的に困っていることや、内容や支援機関としての困っていることを把握し、その改善につなげます。
- ・移動支援の充実に向けた定期的な検討会議の開催
→困りの把握に加え、実際に何が可能かを検討し、その改善につなげます。



Ⅳ 計画の推進に向けて

今後、特に次の点に留意した体制整備を図っていきます。

◆総合的な福祉サービス体制の構築

保健・医療・福祉・教育の行政の各関連部門だけでなく、町内会や各種団体、当別町地域包括支援センターや当別町障がい者総合相談支援センターといった相談機能をもつ福祉関連の様々な事業主体が保有するあらゆる情報をできる限り共有化・一元化し、より総合的で幅広い情報提供や対応が可能な体制のさらなる構築を目指していきます。また、見えない要支援者（障がいがある方）を地域コミュニティの中から発見し、必要に応じた支援体制の構築に努めます。

◆庁内関連各課の連携強化

今後も、庁内関連各課の連携強化に努め、地域福祉ネットワークの形成並びに障がい福祉の総合的な展開・推進を図っていきます。特に教育との連携を意識し、障がいがある子どもが安心して発達できる環境を整えていきます。

◆関係者・関係機関との連携

地域福祉推進の中核的な役割を果たしている社会福祉協議会との連携強化を図りながら、地域住民による福祉活動やボランティア活動等を推進していきます。また、推進の前提となる障がいの理解についても取り組むため、当事者との交流もコーディネートしていきます。

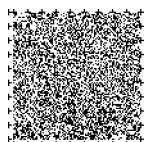
民生委員児童委員の相談援助活動等を通じて、障がいがある方と地域との連携役として、その活動の充実を促進します。さらに、障害福祉サービス事業所や当事者組織との連携も進め、地域の我がこととして住民が意識できる環境を整えていきます。

◆ボランティア活動実績の見える化

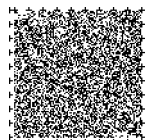
障がいがある方の地域における自立支援の確立に向け、手話、要約筆記、朗読など、障がいがある方を対象にした活動、生活を援助する活動や障がいがある方の社会参加を援助する活動、さらにはスポーツ、文化、各種レクリエーションなどの諸活動を援助する活動など、広範なボランティア活動に対する支援充実に努め、障がいがある方への理解を深めるとともに、地域住民のボランティア活動を見える化し、情報発信を促進します。

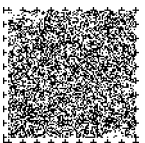
◆当事者活動等の再構築

当事者活動へ大学生等が参加できる体制づくりから、若い世代との交流を広げていきます。



第3編 計画の目標値・
サービスの見込量
【障がい福祉計画】
【障がい児福祉計画】





I 平成 32 年度の目標

障害者総合支援法に規定される障がい福祉計画及び児童福祉法に規定される障がい児福祉計画の平成32年度における基本目標は次のものとします。

◆施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいがある方が、地域の社会資源を活用することで、グループホームや一般住宅等に移行し地域生活が送れるようになることをめざします。

こうした取り組みを踏まえ、グループホームや一般住宅へ移行するなどとして、平成32年度末までに地域生活へ移行する方の数値目標を設定します。

◆福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業などを通じ、平成32年度末までに、福祉施設を利用して障がいがある方が、一般就労への移行者及び就労移行支援事業所の利用者の数値目標を設定します。

平成 32 年度の目標

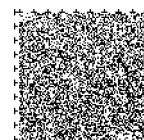
◆施設入所者の地域生活への移行

【地域生活への移行者数】

| 目 標 | 平成 28 年度の 入所者数(A) | 地域移行目標数 (B) | 見込目標率 (B/A) |
|----------------------------|----------------------|----------------|----------------|
| 平成 28 年度末の入所者の9%以上が地域生活に移行 | 46 人 | 5 人 | 10.8% |

【施設入所者数】

| 目 標 | 平成 28 年度 の入所者数 (A) | 目標年度の 入所者数 (B) | 減少入所者 数 (C:A-B) | 見込目標数 (C/A) |
|-----------------------|--------------------------|----------------------|-----------------------|----------------|
| 平成 28 年度末の入所者の2%以上を減少 | 46 人 | 45 人 | 1 人 | 2.0% |



◆福祉施設から一般就労への移行等

【一般就労移行者数】

| 目 標 | 平成 28 年度の 実績者数(A) | 目標年度の年間 移行者数 (B) | 見込目標率 (B/A) |
|--|----------------------|---------------------|----------------|
| 平成 28 年度の福祉施設から 一般就労への移行実績 の 1.5 倍以上 | 2 人 | 3 人 | 1.5 倍 |

【就労移行支援事業所利用者数】

| 目 標 | 平成 28 年度の 利用者数(A) | 目標年度の 利用者数 (B) | 見込目標率 (B/A) |
|---|----------------------|-------------------|----------------|
| 就労移行支援事業所の 利用者数を平成 28 年度の 2 割以上増加 | 9 人 | 11 人 | 1.2 倍 |

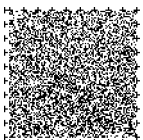
◆地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針によれば、障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することが新たに求められています。障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組み構築を検討します。加えて、医療的ケア児への支援体制について検討を進めていきます。

◆新たに創設されたサービスの提供体制整備

障害者総合支援法において新たに創設された、一人暮らしを支援する自立生活援助サービス、就労の定着を支援する就労定着支援サービスのあり方を検討していきます。

また、本計画より、児童福祉法における障がい児福祉計画を一体的に盛り込むことから、児童福祉法にて新たに創設された居宅訪問型児童発達支援サービスについてもあり方を検討していきます。



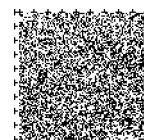
Ⅱ サービスの見込み量と 確保の方策

1 障害者総合支援法のサービス(自立支援給付)

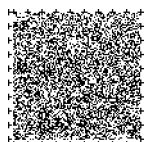
1) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付） の見込み量

現在の状況をふまえ、利用者や事業者のニーズや意向、障がい者の将来動向等を総合的に勘案して、サービスの量を見込みます。

| サービス名 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|----------------|----------|----------|----------|
| (1) 訪問系（月平均） | | | |
| 居宅介護（ホームヘルプ） | 16 人 | 17 人 | 17 人 |
| | 188 時間 | 202 時間 | 216 時間 |
| 重度訪問介護 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |
| | 1 時間 | 1 時間 | 1 時間 |
| 同行援護 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |
| | 6 時間 | 6 時間 | 6 時間 |
| 行動援護 | 7 人 | 8 人 | 8 人 |
| | 47 時間 | 52 時間 | 52 時間 |
| 重度障がい者等包括支援 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| | 0 時間 | 0 時間 | 0 時間 |
| (2) 日中活動系（月平均） | | | |
| 生活介護 | 65 人 | 66 人 | 67 人 |
| | 1,373 人日 | 1,417 人日 | 1,459 人日 |
| 自立訓練（機能訓練） | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| | 0 人日 | 0 人日 | 0 人日 |
| 自立訓練（生活訓練） | 1 人 | 1 人 | 1 人 |
| | 20 人日 | 20 人日 | 20 人日 |
| 就労移行支援 | 7 人 | 7 人 | 7 人 |
| | 123 人日 | 123 人日 | 123 人日 |
| 就労継続支援（A型・雇用型） | 12 人 | 13 人 | 14 人 |
| | 168 人日 | 182 人日 | 196 人日 |



| サービス名 | | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-------------------|-----|----------|----------|----------|
| (2) 日中活動系 (月平均) | | | | |
| 就労継続支援 (B型・非雇用型) | | 48 人 | 50 人 | 52 人 |
| | | 816 人日 | 850 人日 | 880 人日 |
| 療養介護 | | 8 人 | 8 人 | 8 人 |
| | | 243 人日 | 243 人日 | 243 人日 |
| 短期入所 (ショートステイ) | 福祉型 | 4 人 | 5 人 | 5 人 |
| | | 27 人日 | 31 人日 | 31 人日 |
| | 医療型 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |
| | | 1 人日 | 1 人日 | 1 人日 |
| (3) 居住系 (月平均) | | | | |
| 共同生活援助 (グループホーム) | | 50 人 | 51 人 | 52 人 |
| 施設入所支援 | | 47 人 | 46 人 | 45 人 |
| (4) 相談支援 (年あたり) | | | | |
| 計画相談支援 | | 150 人 | 150 人 | 150 人 |
| 地域相談支援 (地域移行支援) | | 1 人 | 1 人 | 1 人 |
| 地域相談支援 (地域定着支援) | | 1 人 | 1 人 | 1 人 |



2) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付） の提供体制確保の方策

(1) 訪問系サービス

- サービス提供については、利用者自らが事業者を選択できるように指定障害福祉サービスを行う事業者の整備に努めていきます。
- 退院可能な精神障がい者や地域移行する施設入所者が地域での生活が円滑にできるように、サービス提供の確保と同時に障がいの特性を理解したホームヘルパーの養成を事業所に働きかけていきます。
- 円滑なサービス提供を確保するため、事業者へ必要な情報提供や事業者間の連携強化を図っていきます。

(2) 日中活動系サービス

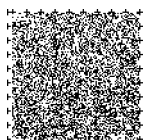
- 日中活動系のサービスは、利用者が、居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することができ、多様なサービス需要への対応が必要となります。そのため、事業者のサービス提供体制やサービス需要の動向の把握に努めます。
- サービス提供体制を充実するために、関係機関の連携を強め、情報の共有化を図ります。
- 円滑なサービス提供を確保するため、事業者へ必要な情報提供や事業者間の連携強化を図っていきます。

(3) 居住系サービス

- 共同生活援助（グループホーム）は、地域における居住の場であり、また、施設や病院からの地域移行や退院促進に重要なサービスであり、このため、事業所の立地動向の把握や誘導に努め、適切なサービス量を見込みます。

(4) 相談支援

- 利用対象者の把握に努め、指定特定相談支援事業者及び相談支援専門員並びに指定一般相談支援事業所を確保します。



2 児童福祉法のサービス

1) 児童福祉法のサービスの見込み量

児童福祉法のサービスの見込み量は、現在の状況をふまえ、利用者のニーズや意向、障がい児の将来動向などを総合的に勘案して見込みます。

◆児童福祉法のサービスの見込み量

| サービス名 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-------------------|----------|----------|----------|
| (1) 障害児通所支援（月平均） | | | |
| 児童発達支援 | 30人 | 31人 | 31人 |
| | 104日 | 106日 | 106日 |
| 放課後等デイサービス | 28人 | 29人 | 29人 |
| | 197日 | 197日 | 206日 |
| 保育所等訪問支援 | 6人 | 6人 | 6人 |
| | 6日 | 6日 | 6日 |
| (2) 障害児相談支援（年あたり） | 61人 | 61人 | 61人 |

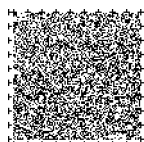
2) 児童福祉法のサービスの提供体制確保の方策

(1) 障害児通所支援

- サービスを必要とする児童の把握に努めるとともに、関係機関との連絡調整及び専門的な資格を持つ職員を適正に配置し、サービスの質と提供体制を確保します。

(2) 障害児相談支援

- 利用対象者の把握に努め、指定障害児相談支援事業者及び相談支援専門員を確保します。



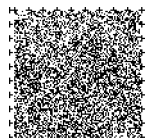
3

障害者総合支援法のサービス (地域生活支援事業)

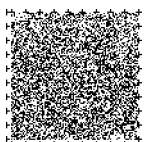
1) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業） の見込み量

地域生活支援事業の見込み量は、現在の状況をふまえ、利用者のニーズや意向、障がい者の将来動向などを総合的に勘案して見込みます。

| サービス名 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---------------------------------|----------|----------|----------|
| (1) 相談支援事業 | | | |
| 障がい者相談支援事業 実施見込み箇所数（か所） | 1 | 1 | 1 |
| 相談支援機能強化事業 （実施の有無） | 有 | 有 | 有 |
| (2) 成年後見制度利用支援事業 | | | |
| 実利用見込み者数（人） | 1 | 1 | 1 |
| 市民後見人登録者数（人） | 1 | 1 | 1 |
| (3) 意思疎通支援事業 | | | |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣 事業 実利用見込み者数（人） | 1 | 1 | 1 |
| (4) 日常生活用具給付事業（年間延べ給付件数） | | | |
| 介護・訓練支援用具 給付等見込み件数（件） | 1 | 1 | 1 |
| 自立生活支援用具 給付等見込み件数（件） | 6 | 6 | 6 |
| 在宅療養等支援用具 給付等見込み件数（件） | 6 | 6 | 6 |
| 情報・意志疎通支援用具 給付等見込み件数（件） | 1 | 1 | 1 |



| サービス名 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--------------------------------------|----------|----------|----------|
| (4) 日常生活用具給付事業（年間延べ給付件数） | | | |
| 排せつ管理支援用具 給付等見込み件数（件） | 421 | 440 | 459 |
| 居宅生活動作補助用具 （住宅改修費） 給付等見込み件数（件） | 1 | 1 | 1 |
| (5) 移動支援事業 | | | |
| 実施見込み箇所数（か所） | 7 | 7 | 7 |
| 月間利用見込み者数（人） | 25 | 26 | 26 |
| 月間延利用見込み時間数 （時間） | 279 | 280 | 280 |
| (6) 地域活動支援センター事業 | | | |
| 実施見込み箇所数（か所） | 2 | 2 | 2 |
| 利用見込み者数（人） | 16 | 17 | 17 |
| (7) 独自事業 | | | |
| 日中一時支援 | | | |
| 実施見込み箇所数（か所） | 4 | 4 | 4 |
| 月間登録見込み者数（人） | 22 | 22 | 22 |
| 月間利用見込み時間数 （時間） | 154 | 154 | 154 |
| 自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業 | | | |
| 年間利用者数（人） | 1 | 1 | 1 |



2) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業） の提供体制確保の方策

(1) 相談支援事業

- 福祉・医療・保健・教育等との連携による相談窓口のネットワークを構築し、身近なところで相談できるサービス提供体制を整え、当事者・家族・支援者など地域住民を中心として関係者がきちんと関われる相談事業を実施します。また、障がい支援係に専門的資格を持つ社会福祉士・精神保健福祉士などを配置し、相談支援事業の強化を図ります。

(2) 成年後見制度利用支援事業

- 成年後見制度の周知を行うとともに、利用しやすい体制を整備し、相談支援事業所と連携して利用促進を図ります。また、被後見人の地域生活の向上のため、地域のことをよく知り身近な身上監護を行える市民後見人を確保します。

(3) 意思疎通支援事業

- 手話通訳者等の派遣事業について、当別町の実情にあった事業を検証し、有効なサービス提供に努めます。

(4) 日常生活用具給付事業

- 日常生活用具についての情報収集や利用者に対して十分な説明を行うことにより、サービスの内容の理解を図り、適切な給付に努めるとともに医療機関等との連携により、障がいの特性に応じた用具の給付を行います。

(5) 移動支援事業

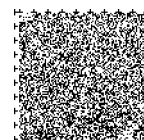
- 障がいのある方が安心して外出できるよう、利用者に対して、サービス提供事業者の情報や制度の内容を周知し、事業者と連携して社会参加の促進を図ります。

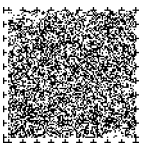
(6) 地域活動支援センター事業

- 地域の情勢やニーズに対応して、充実した日中の活動のサポートに努めます。また、地域活動支援センターの運営の安定化を図るため、今後においても運営費の補助を継続します。

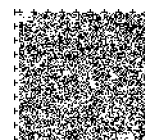
(7) 独自事業

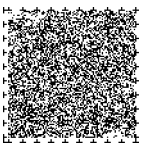
- 日中一時支援事業については、引き続き委託事業で事業を実施します。利用者に対して制度の周知と事業者の内容の説明を十分に行い、障がい者及びその介護者の日常生活の支援を行います。
- 身体障がい者自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業を実施します。





資 料 編





I 当別町障がい福祉基本計画 策定に向けた調査の概要

1 アンケート調査概要

「当別町障がい福祉基本計画」の策定に先立ち、当別町の障がい者の生活実態や障がい施策に対する現状等を把握し、町が今後取り組むべき方向性や町に期待されている障がい施策等の検討・立案に資するため、障がい者を対象にアンケート調査を実施した。

調査期間平成 29 年 6 月 19 日～7 月 14 日

配布数 1,098 票、回答数 510 票

回答率 46.4%

1) アンケート結果から計画策定に向けた今後の課題を抽出すると次のとおりである。

<日常生活>

障がい者の 7 割以上は在宅での生活を行っている。在宅での生活や介助しやすい福祉サービス、相談体制の充実等、在宅者へのサービスの充実が引き続き必要である。病院や入所施設で生活している人の 4 割が、地域での生活を希望していた。多くの人が現在の生活の維持を考えているが、一定数地域での生活への移行を希望している人もおり、対応が求められる。

<相談機関と相談しやすい体制>

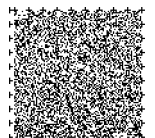
相談できる機関として、「総合保健福祉センターゆとろ」が最も多く利用されている一方で、相談支援事業所の利用は「10.5%」にとどまっている。前回調査より上昇しているが、一層の広報活動により認知度を高める必要がある。合わせて、病院も「26.2%」で 2 番目に高いことから、福祉だけではなく、保健医療等と連携した相談体制も進めていく必要がある。

<住宅対策>

住宅対策としては、「住宅改修費の助成制度の充実」や、「障がいに配慮した公営住宅の整備」が求められており、合わせて「ケア付き住宅やグループホーム等の整備」や「障がいに配慮した借家」といった対策も課題となる。

<外出状況>

外出の頻度は週に 1 回以上外出する人が約 7 割いる。一人での外出が「47.5%」と高くなっているが、家族との外出も「49.2%」と高い。外出の手段としても家族の車が一番高くなっており、比較的家族に依存していると考えられる。外出時に不便なこととしては、「バスなどの交通機関が少ない」、「冬は雪のため移動が難



しい」「気軽に休憩できる場所が少ない」といった点が挙げられ、対策の推進が求められている。外出の目的としても「買い物」や「治療・リハビリ」が高くなっており、余暇としての外出は少ない傾向である。

＜福祉サービス等の情報入手先、通信手段＞

福祉サービスの情報の入手先は、「町や道の広報・パンフレット」が最も多く、次いで「家族や友人など周りの人」となっている。「役場、総合保健福祉センターゆとろ」も比較的高い状況である。一方で、「相談支援事業者」「社会福祉協議会」など福祉関連機関からの情報入手は非常に低く、継続的に認知度の向上が課題となる。また、利用している通信機器としては、固定電話が約6割と前回同様最も多いが、携帯電話やテレビも高くなっている。

＜災害対策＞

災害時の準備について、約6割の人が行っておらず、その対策が求められる。また、災害時の心配事は「一人で避難できない」「避難所生活は難しい」「医療的なケアが受けられるか心配」といったこと等が多くあげられている。安心できる災害対策としては、「避難ルート、方法、場所、手段等について情報がある」「すぐに助けが来る体制が整っている」といったことがあげられ、充実をはかっている必要がある。防災訓練については、あまり安心材料として認識されていない。

＜就労状況＞

現在仕事をしている人は約3割である。多くの人は障がい等を理由に仕事ができている。仕事をしている中では、今の職場で10年以上働いているという人が3割強存在した。1年未満の人は約2割であるが、今後も継続した就労ができるよう確認していく必要がある。仕事の形態としては自営業がもっとも多く、これが長期間の就労と関連していると考えられる。また、正規雇用については1割無く、課題である。

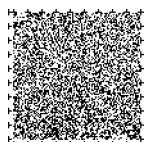
福祉サービスにおける就労や非正規雇用での就労も多いため、「収入が少ない」ことについての困りが多く挙げられていたと考えられる。しかしながら、現在の仕事に満足している人は7割強となっており、このギャップについてより詳細に調査する必要があると考えられる。

＜余暇活動について＞

余暇活動については約6割の人が十分に取れていると感じており、週数回以上で活動している人は3割強となっている。現在の余暇の過ごし方で高くなっているものとして「ショッピングやグルメなどの外出」「散歩」が挙げられる。一方で今後取り組みたいこととして、現在の活動より高くなっているものは「旅行」「スポーツ・レクリエーションなどで体を動かすこと」があげられる。こうした余暇活動の幅を広げていける環境づくりを進めていく必要がある。

＜近所付き合い・社会参加＞

近所付き合いは、「会えばあいさつする程度」が約5割で、ほとんど付き合いのない人も1割強存在する。現在参加している地域での活動については、町内会活動やお祭りが多くなっている。今後の活動としては町内会活動やお祭りに加え、趣味などのサークル活動が高くなっており、活動の場が求められる。また、約2割は差別や偏見、疎外感を感じており、ゼロに近づける対応が求められる。



地域の人に「支えられている」と感じている人は約 5 割存在するのに対し、地域の人を「支えている」と感じている人は約 2 割となっており、支援の「受け手」としての意識が強くなっている。地域共生を進めていくなかで「支え手」としても関わられるような施策が求められる。

地域の中で困っていることについては「健康や体力に不安がある」「家族や支援者の健康状態に不安がある」ことが挙げられ、こうした点を解消していく対応が求められる。合わせて、地域社会へ参加のため重要なこととして挙げられている「周囲の人の理解」「公的サービスの充実」「使いやすい施設」「移動しやすい環境」も考えていく必要がある。

＜福祉サービスの認知度、利用意向＞

福祉サービスについて、比較的耳にすることの多い訪問系サービスや通所・入所系サービスについては知られているが認知度は低いものも多い。福祉サービスの利用についても、現段階では強い希望ではなく、必要となった場合に利用を考える人が多くいた。細かな制度についても必要になる前から十分な知識を必要としていないと考えられる。加えて、無回答が多かったことから関心の低さがうかがえる。

＜子どもの支援＞

保育・学校教育について、困っていることとして「通うのが大変」等が挙げられている。また放課後等デイサービスが不足している点も挙げられ、その充実が求められる。保護者は多くの不安を抱えて生活をしており、その解消に向けた対応が必要である。卒業後については、様々な進路を検討しており、十分な情報提供ができる体制を整えていく必要もある。

＜福祉施策に対する評価＞

現在の計画の評価から、満足度はそれほど高くない点と、そもそも障がい福祉基本計画の内容を把握していない、見たことがない人も大勢おり、住民が一体となって計画を進めていける仕組みを考えていく必要がある。

＜暮らしやすさ＞

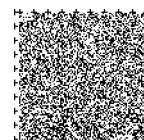
当別町を暮らしやすいまちと考えている人の割合は約 3.5 割で前回調査時（約 4 割）から減少している。改めて向上に向けた対応が求められる。

＜主な支援者について＞

主な支援者としては配偶者が 2 割、次いでヘルパーや職員、子ども、両親がそれぞれ 1 割ほどとなっている。主な支援者が対応できない場合は子どもやヘルパー・職員による対応の体制が挙げられていた。

＜親族による介助状況＞

親族による支援者は多くが 60 代以上となっている。働いていない人も多く、支援を理由に働き方を調整した人は多くなかった。また、主観的健康状態については、「どちらかというと健康」と答えた人が 4 割程度、次いで「あまり健康でない」が 2.5 割ほどで高くなっていた。同様に主観的身体的疲労感については、「やや疲れている」が 4 割ほど、次いでどちらでもないが 2.5 割ほどであった。主観的精神的疲労感については「やや疲れている」が 3



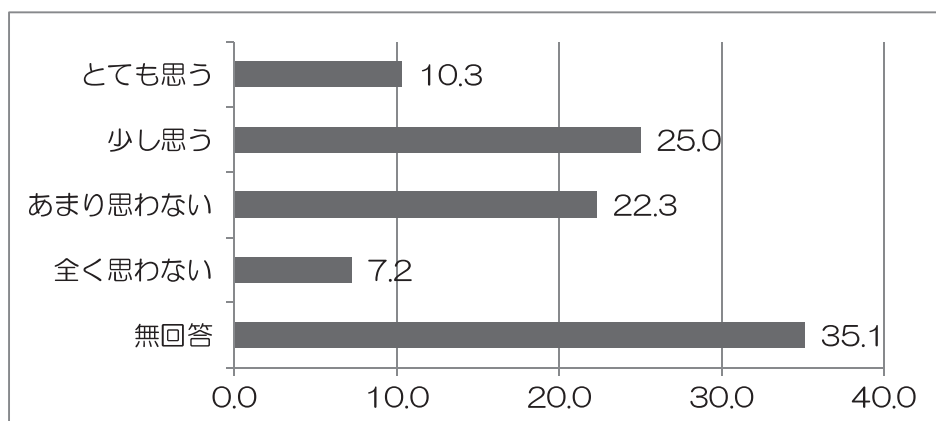
割強、次いで「どちらでもない」が3割弱であった。一定程度疲れや、不健康な状態であることを自覚しており、そのサポートについても進めていく必要がある。

2) 質問項目と結果 (抜粋)

障がいのある人にとって当別町は暮らしやすい町だと思いますか。

暮らしやすい町だと思うかについては、とても思う「10.3%」、少し思う「25.0%」であった。一方、全く思わない「7.2%」、あまり思わない「22.3%」であった。無回答も35.1%と多くなっていた。

当別町は暮らしやすいと思うか

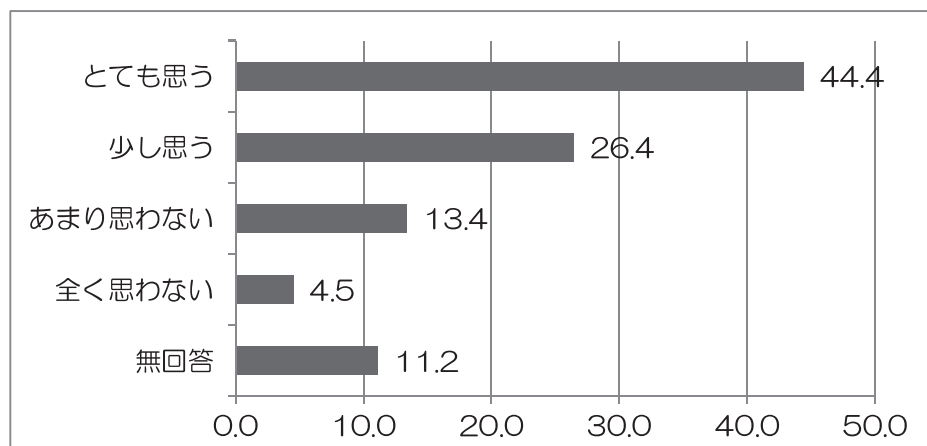


単位 (%)

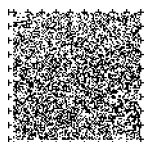
今後 (またはこれからも) 当別の地域で生活したいと思いますか。

当別の地域で生活を続けたいと思うかについては、とても思うが「44.4%」で高くなっている。少しを含めると「70.8%」の人が、今後 (これから) 当別の地域で生活したいと思っている。

今後当別で生活したいか

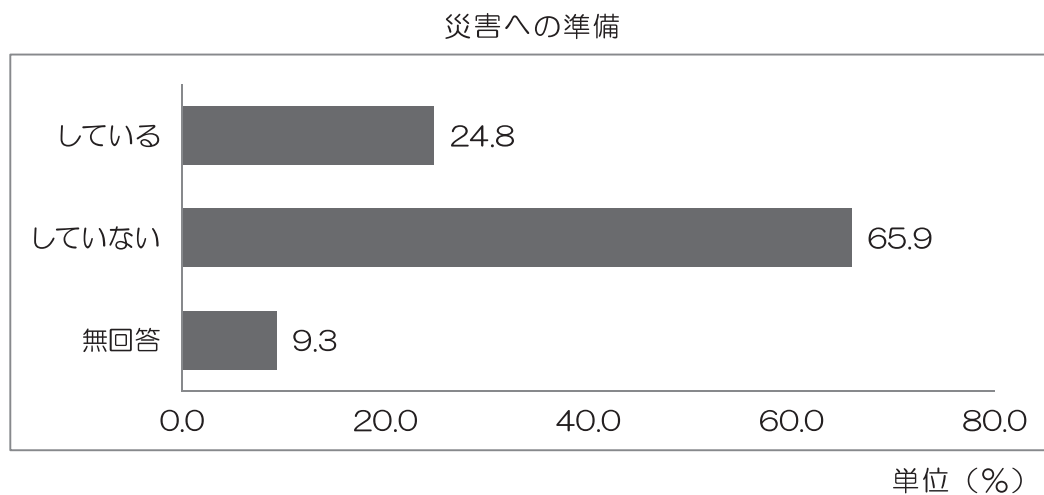


単位 (%)



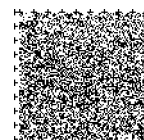
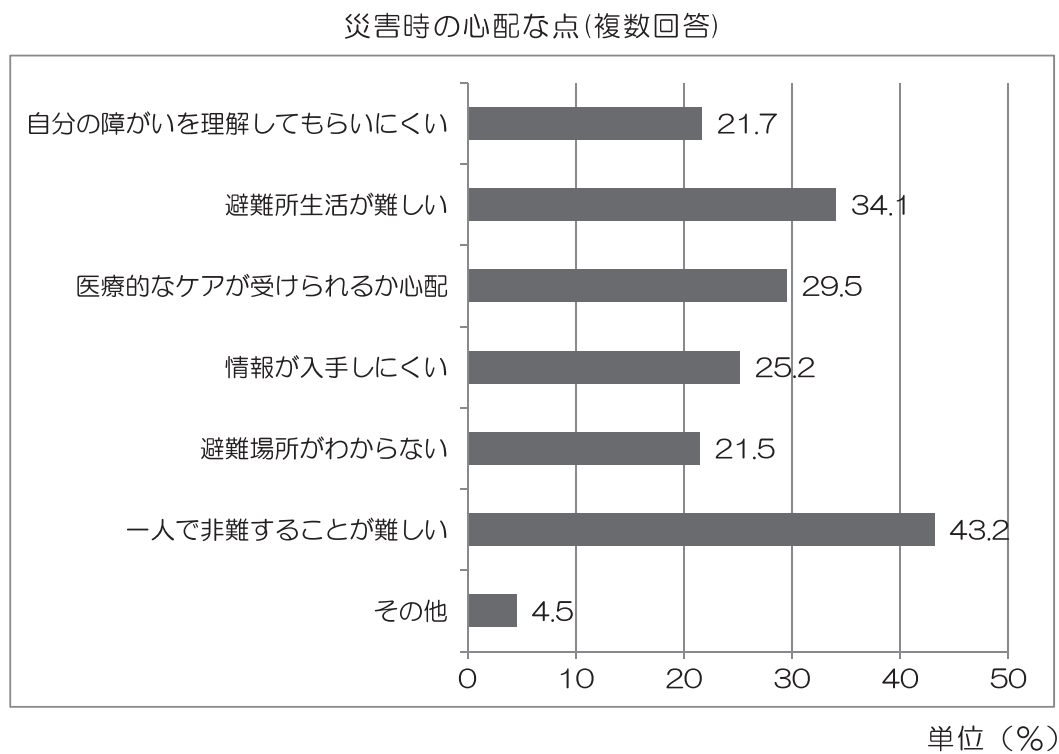
災害に備えた準備はしていますか。

災害の準備について、しているという人は「24.8%」とあまり高くない状況であった。



災害が起きたときに心配な点は何ですか。

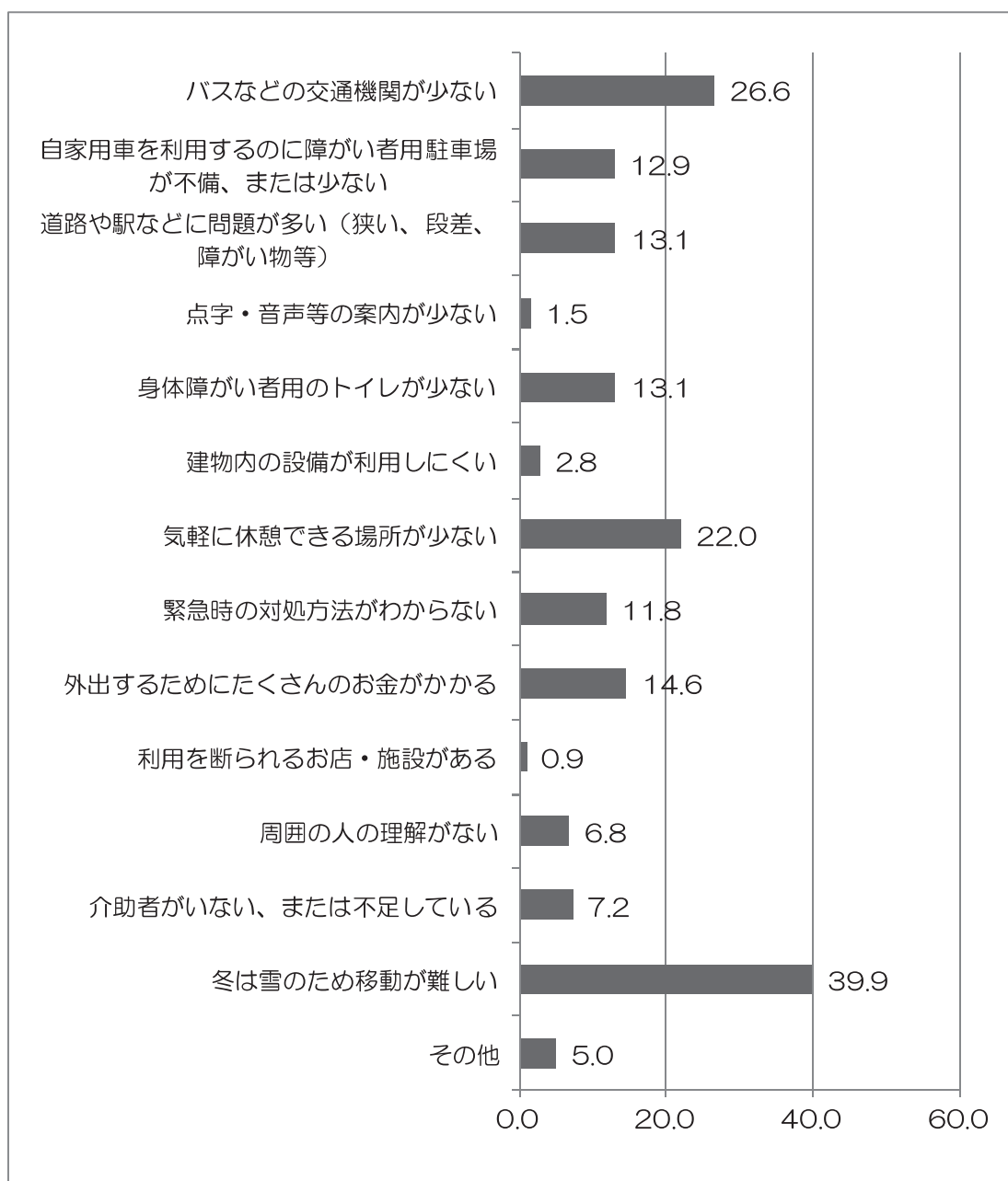
災害時の心配な点について、一人で非難することが難しいが「43.2%」避難所生活が難しいが「34.1%」と高くなっていた。前回と単純な比較はできないが、心配な割合が多くなっている。



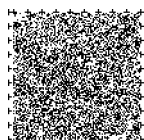
外出で不便なことは何ですか。

外出で不便なことについて、冬季の雪が「39.9%」と最も高くなっている。次いでバスなどの公共交通機関の少なさ「26.6%」、気軽に休憩できる場所が少ない「22.0%」となっている。交通機関については前回の「15.1%」から大きく伸びている。

外出で不便なこと（複数回答）



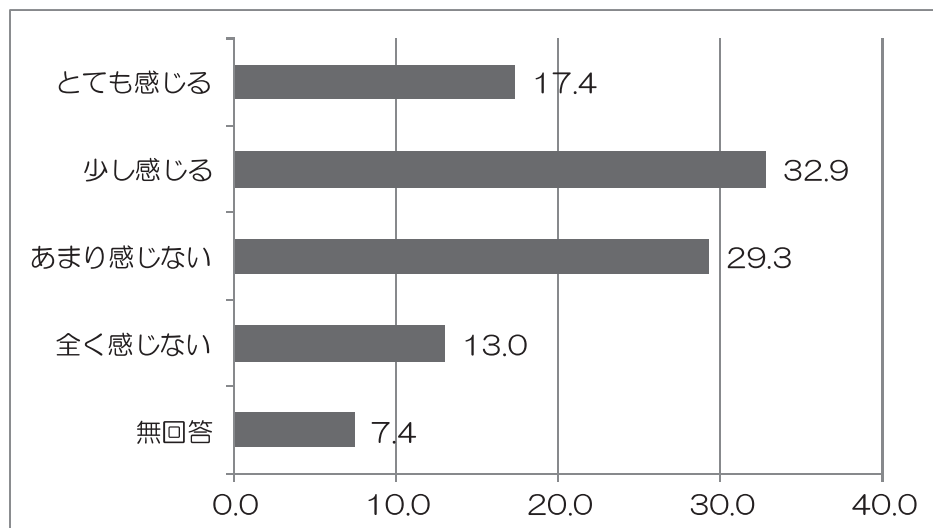
単位 (%)



あなたは今、地域の人に「支えられている」と感じますか。

「支えられている」と感じている人はとても感じる「17.4%」、少し感じる「32.9%」で感じている人の方が感じていない人よりも多くなっている。

「支えられている」と感じるか



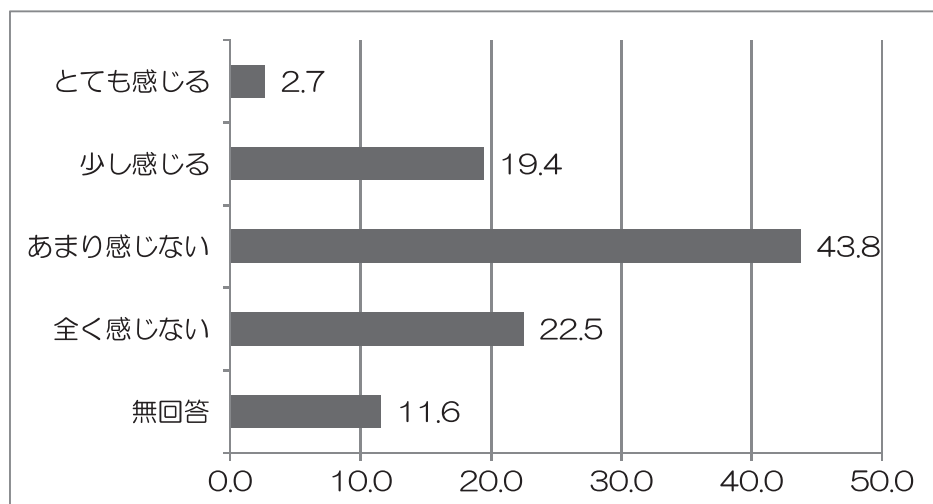
単位 (%)

あなたは今、地域の人を「支えている」と感じますか。

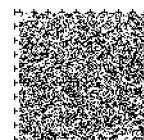
「支えている」と感じているかについて、あまり感じていない人が「43.8%」、全く感じていない人が「22.5%」と全体的に感じていない人が多かった。

「支えられている」と感じている人が高い傾向である。

「支えている」と感じるか



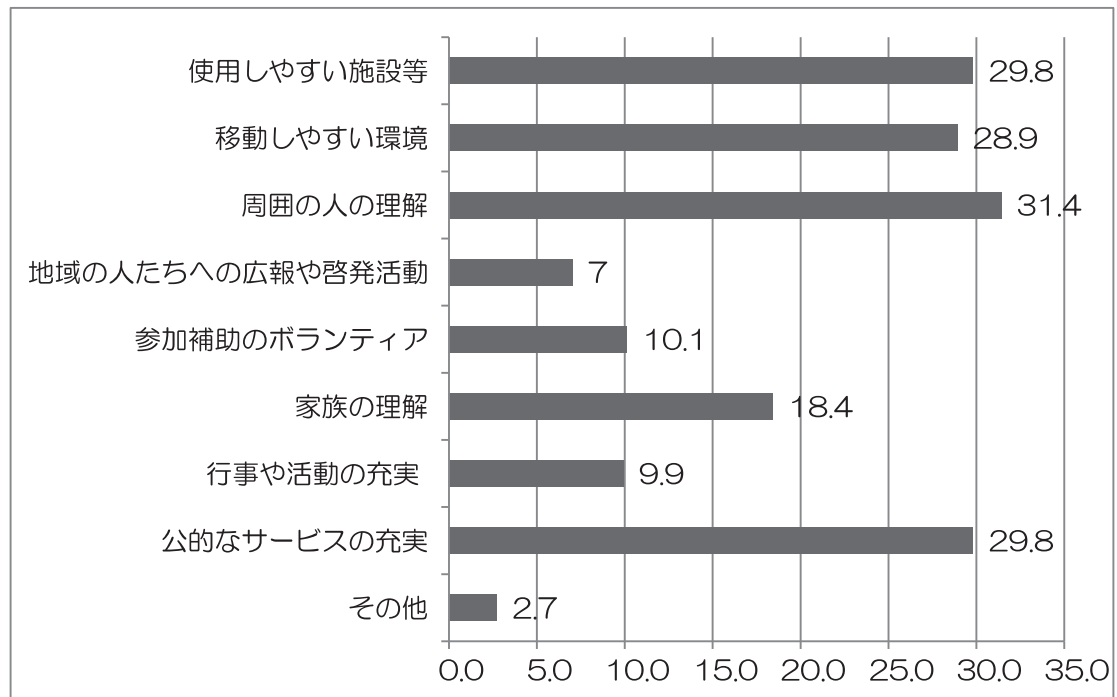
単位 (%)



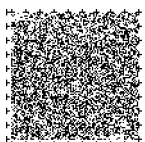
障がいがある方、より地域社会へ参加していくためには、どのようなことが重要だと思いますか。

周囲の人の理解が「31.4%」で最も高くなっているが、公的なサービスの充実、使用しやすい施設等「29.8%」、移動しやすい環境「28.9%」と同程度の割合であった。

地域社会への参加のために重要なこと(複数回答)



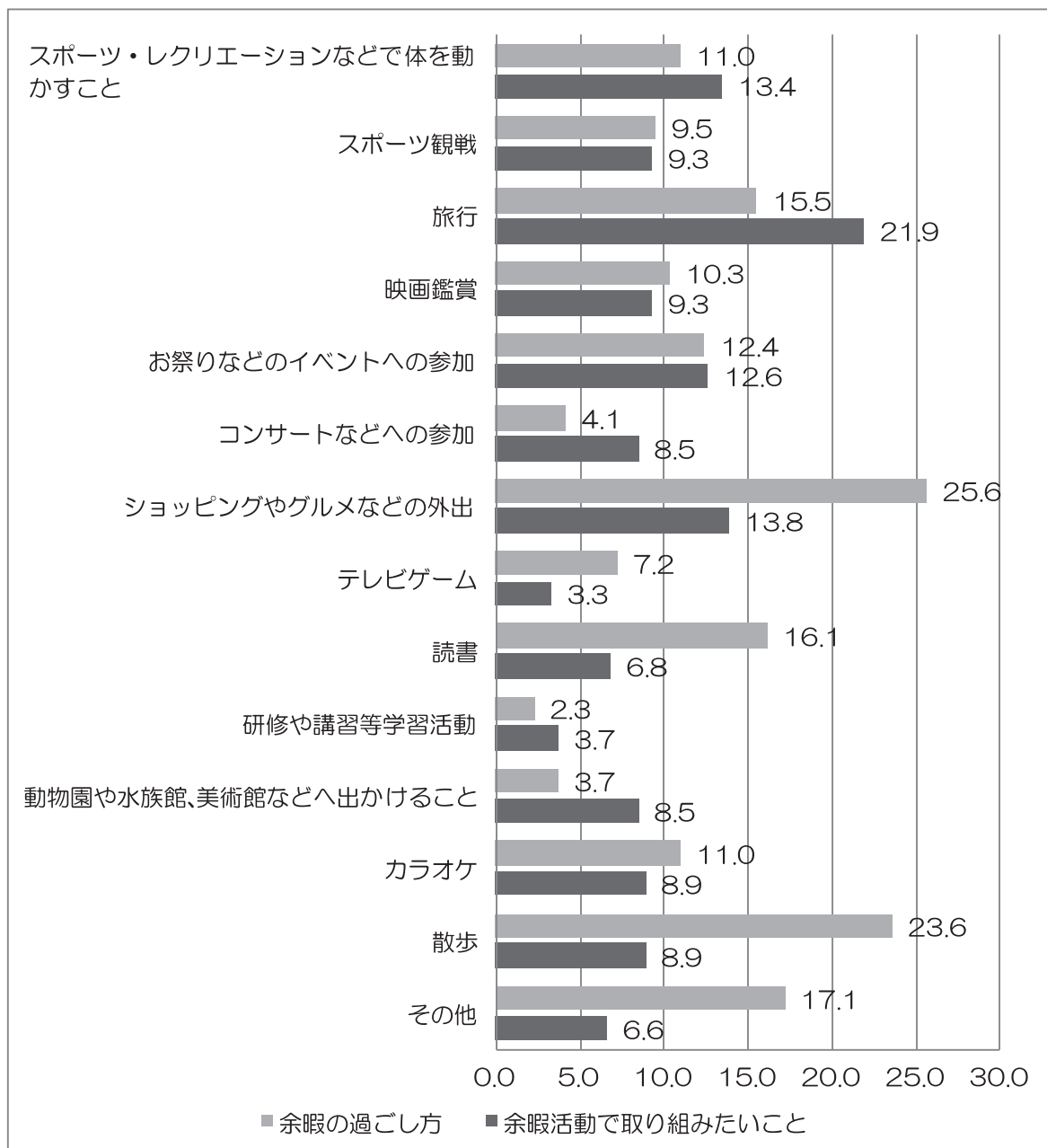
単位 (%)



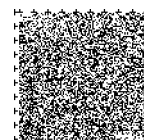
- (1) あなたの余暇の過ごし方はなんですか。
 (2) 余暇活動で取り組みたいことはなんですか。

現在の余暇の過ごし方として、ショッピングやグルメなどの外出が「25.6%」と最も多く、次いで散歩「23.6%」となっている。
 今後取り組んでみたいこととしては、旅行が「21.9%」と最も多くなっている。

余暇活動の過ごし方、取り組んでみたいこと(複数回答)



単位(%)



2 ヒアリング調査概要

当別町の障がい者支援団体（公共機関・協議会・学校等）、事業所、障がい当事者関連団体（クラブ・サークルなど）の 29 団体に対し、団体の活動概要及び当別町における障がい福祉の現状、より住みやすい地域づくりに向けての意見等についてヒアリング調査を実施した。

1) 団体として抱える主な課題

関係団体では、それぞれの視点から「障がい者の権利擁護の充実」「学校における多様な支援の充実」「役割の担い手不足」が挙げられる。福祉・教育を縦割りに考えるのではなく、協働して障がい児者の支援を進めていくことが求められる。事業所では、「人材などマンパワーの不足」「潜在的に支援が必要な方への対応」などが挙げられる。慢性的なマンパワー不足の解消が求められている。当事者関連団体では多くが「メンバーの高齢化」を挙げている。高齢化に伴い、活動の縮小傾向があるため、障がい者が主体的に活動できるような組織の再構築が求められる。

2) 今後必要と考えている活動・取組（予定等）

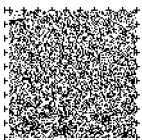
関係団体では「研修や講義の充実」「福祉や行政、学校との連携」などが挙げられる。専門人材や住民の障がい理解を促進させるための取り組みが検討されている。事業所では、「ボランティアを含む人材の確保」「医療的ケアへの対応」「精神障がい者に関する研修」などが挙げられている。人材確保を進めるとともに、多様化している障がい者のニーズへの対応を進めようと試みられている。当事者関係団体では、メンバーを増やしたいが、「現状を維持していく」といったことが多く見られ、現状としては活動を維持していくことで精いっぱいである。

3) 今後特に望まれる施策や地域づくりへの意見

(1) 「地域での支援」について

支援が十分にいき届いていないと考えられる「潜在化している人たちに対する支援」や「障がいに対する理解の促進」「災害時の対応」「相談体制の充実」「研修や情報交流機会の充実」「ライフステージを想定した支援の充実」「学習機会の充実」といった点が挙げられた。障がいの認識は進んでいるが、十分に理解されているとはまだ言い難く、継続した対応が求められる。合わせて、地域とつながっていない方に対する支援を進めていくことが求められている。災害対策についても、様々な障がいと災害を想定した対応を進めていく必要がある。

○潜在化している人たちに対する支援



- 障がいに対する理解の促進
- 災害時の対応
- 相談体制の充実
- 研修や情報交流機会の充実
- ライフステージを想定した支援の充実
- 学習機会の充実

(2)「障がい者の自立した地域生活、家族支援」について

「移動手段の確保」「住まいの場の充実」「家族を含めた支援の充実」といった点が挙げられた。移動手段については多くの意見が挙げられており、生活と関連する重要なものとして十分な対応が求められる。また、障がい者本人だけでなく、家族を含めた支援を進めることで、多くの人が暮らしやすい地域としていくことが重要である。

- 移動手段の確保・整備
- 住まいの場の充実
- 家族を含めた支援の充実

(3)「就労支援」について

「就労に関する情報の充実」「働く場の充実」「就労に向けた準備の充実」「チームでの就労支援」「安心できる就労体制」といった点が挙げられた。障がい者が働ける場が少ないといった声が多く、働ける場を広げていくことが求められるが、合わせて様々な働き方を支援していける仕組みも求められている。そのためには就労に関する様々な情報を関係者だけではなく、広く提供していくことも重要である。

- 就労に関する情報の充実
- 働く場の充実
- 就労に向けた準備の充実
- チームでの就労支援
- 安心できる就労体制

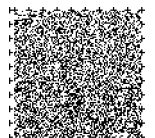
(4)「発達の支援」について

「医療的ケアが必要な子どもへの対応」「子どもへのサービスの充実」「教育体制の充実」「支援等に関する情報の充実」「障がい児の親の支援」といった点が挙げられた。障がい児が重度である場合、身近なところで十分な医療を受けにくい現状がある。加えて、家族の負担も大きい状態が多く、レスパイトなど家族への支援も求められる。障がい児とその家族を含め、福祉・教育を連携させた支援の充実が重要である。

- 医療的ケアが必要な子どもへの対応
- 子どもへのサービスの充実
- 教育体制の充実
- 支援等に関する情報の充実
- 障がい児の親への支援

(5)「障がい者の権利擁護」について

「制度理解の促進」「虐待予防に関する活動の充実」「本人が持っている権利の理解促進」といった点が挙げられた。成年後見制度について、多くの住民は



わからないとの意見があり、障がい者に限らず理解促進を進めていくことが重要である。

- 制度理解の促進
- 虐待予防に関する活動の充実
- 本人が持っている権利の理解促進

(6) 地域共生社会に向けて

「住民の意識の充実」「環境面の充実」「孤立への対策」「人材育成の充実」といった点が挙げられた。地域共生社会に向けて、徐々に住民へも浸透もみられるが、個人差、地域差も指摘されており、わかりやすく伝えていくことが求められる。また、障がいの有無に関係なく、様々な活動に参加できる環境にしていくことも必要である。孤立化してしまっている障がい者もいることが考えられ、そうした人たちの支援を進めていくことも求められている。

- 住民の意識の充実
- 環境面の充実
- 孤立への対策
- 人材育成の充実

(7) 障がいのある人の就労について

「再雇用支援の充実」「多様な働き方」「家族を踏まえた就労支援」といった点が挙げられた。一度働いたがうまく続かなかった人は再就職を進められるようなサポートを進めていくことが求められる。そのためには多様な働き方を進めることが求められる。また、家族関係も理解しつつ、就労の支援を行うことが求められる。

- 再雇用支援の充実
- 多様な働き方
- 家族を踏まえた就労支援

(8) 障がいのある人の余暇について

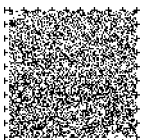
「地域における余暇資源の充実」「様々な余暇活動の実施」「子どもへの余暇支援の充実」といった点が挙げられた。余暇活動はないということではないが、限られた資源となっていることが多く、開発を進めていくことが求められる。

- 地域における余暇資源の充実
- 様々な余暇活動の実施
- 子どもへの余暇支援の充実

(9) 障がい児に対する支援について

「連携した支援体制の充実」といった点が挙げられた。発達の過程の中で関係機関が連携し、親等の抱え込みや負担を解消していける仕組みが求められる。縦、横と幅広い機関での連携が求められる。

- 連携した支援体制の充実

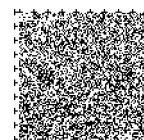


Ⅱ 障がい者・障がい児のサービスの現状と目標量の達成度

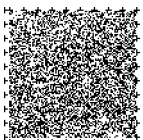
1 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）の目標量と達成度

障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）の計画値と実績値の比較は下表に示すとおりです。計画値に満たなかったもの、あるいは実績値が上回ったものがあり、この状況を鑑み次期計画のサービス見込量を検討する必要があります。

| サービス名 | 平成27年度 (計画値) | 平成27年度 (実績値) | 進捗率 (%) | 平成28年度 (計画値) | 平成28年度 (実績値) | 進捗率 (%) | 平成29年度 (計画値) |
|------------------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|
| 訪問系（月平均） | | | | | | | |
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | 20 人 | 13 人 | 65.0 | 20 人 | 15 人 | 75.0 | 20 人 |
| | 175時間 | 115時間 | 65.7 | 175時間 | 174時間 | 99.4 | 175時間 |
| 重度訪問介護 | 0 人 | 0 人 | - | 0 人 | 1 人 | - | 0 人 |
| | 0時間 | 0時間 | - | 0時間 | 1時間 | - | 0時間 |
| 同行援護 | 1 人 | 2 人 | 200.0 | 1 人 | 1 人 | 100.0 | 1 人 |
| | 6時間 | 6時間 | 100.0 | 6時間 | 5時間 | 83.3 | 6時間 |
| 行動援護 | 5 人 | 6 人 | 120.0 | 5 人 | 7 人 | 140.0 | 5 人 |
| | 35時間 | 64時間 | 182.9 | 35時間 | 47時間 | 134.3 | 35時間 |
| 重度障がい者等 包括支援 | 0 人 | 0 人 | - | 0 人 | 0 人 | - | 0 人 |
| | 0時間 | 0時間 | - | 0時間 | 0時間 | - | 0時間 |
| 日中活動系（月平均） | | | | | | | |
| 生活介護 | 63 人 | 62 人 | 98.4 | 65 人 | 64 人 | 98.5 | 67 人 |
| | 1,323 日 | 1,300 日 | 98.3 | 1,365 日 | 1,351 日 | 99.0 | 1,407 日 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 0 人 | 0 人 | - | 0 人 | 0 人 | - | 0 人 |
| | 0 日 | 0 日 | - | 0 日 | 0 日 | - | 0 日 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 3 人 | 1 人 | 33.3 | 3 人 | 0 人 | 0.0 | 3 人 |
| | 70 日 | 20 日 | 28.6 | 70 日 | 0 日 | 0.0 | 70 日 |
| 就労移行支援 | 11 人 | 7 人 | 63.6 | 13 人 | 7 人 | 53.8 | 15 人 |
| | 187 日 | 125 日 | 66.8 | 221 日 | 123 日 | 55.7 | 255 日 |
| 就労継続支援 (A型・雇用型) | 3 人 | 7 人 | 233.3 | 3 人 | 6 人 | 200.0 | 3 人 |
| | 45 日 | 111 日 | 246.7 | 45 日 | 89 日 | 197.8 | 45 日 |
| 就労継続支援 (B型・非雇用型) | 33 人 | 40 人 | 121.2 | 34 人 | 44 人 | 129.4 | 35 人 |
| | 627 日 | 731 日 | 116.6 | 646 日 | 748 日 | 115.8 | 665 日 |
| 療養介護 | 8 人 | 8 人 | 100.0 | 8 人 | 8 人 | 100.0 | 8 人 |
| | 243 日 | 243 日 | 100.0 | 243 日 | 243 日 | 100.0 | 243 日 |
| 短期入所（福祉型） (ショートステイ) | 2 人 | 4 人 | 200.0 | 2 人 | 4 人 | 200.0 | 2 人 |
| | 23 日 | 38 日 | 165.2 | 23 日 | 27 日 | 117.4 | 23 日 |
| 短期入所（医療型） (ショートステイ) | 1 人 | 1 人 | 100.0 | 1 人 | 0 人 | 0.0 | 1 人 |
| | 1 月 | 2 月 | 200.0 | 1 月 | 0 月 | 0.0 | 1 月 |



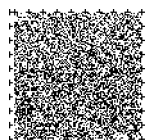
| サービス名 | 平成27年度 (計画値) | 平成27年度 (実績値) | 進捗率 (%) | 平成28年度 (計画値) | 平成28年度 (実績値) | 進捗率 (%) | 平成29年度 (計画値) |
|--|-----------------|-----------------|------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|
| 居住系（月平均） | | | | | | | |
| 共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム) | 39 人 | 42 人 | 107.7 | 40 人 | 47 人 | 117.5 | 41 人 |
| 施設入所支援 | 49 人 | 47 人 | 95.9 | 48 人 | 46 人 | 95.8 | 47 人 |
| 相談支援 | | | | | | | |
| 計画相談支援 | 120 人 | 99 人 | 82.5 | 120 人 | 133 人 | 110.8 | 150 人 |
| 地域相談支援 (地域移行支援) | 1 人 | 0 人 | 0.0 | 1 人 | 0 人 | 0.0 | 1 人 |
| 地域相談支援 (地域定着支援) | 1 人 | 0 人 | 0.0 | 1 人 | 0 人 | 0.0 | 1 人 |



2 児童福祉法のサービスの目標量と達成度

児童福祉法のサービスの計画値と実績値の比較は下表に示すとおりです。計画値に満たなかったもの、あるいは実績値が上回ったものがあり、この状況を鑑み次期計画のサービス見込量を検討する必要があります。

| サービス名 | 平成27年度 (計画値) | 平成27年度 (実績値) | 進捗率 (%) | 平成28年度 (計画値) | 平成28年度 (実績値) | 進捗率 (%) | 平成29年度 (計画値) |
|------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|
| 障害児通所支援 | | | | | | | |
| 児童発達支援 | 21 人 | 28 人 | 133.3 | 21 人 | 29 人 | 138.1 | 21 人 |
| | 84 日 | 104 日 | 123.8 | 84 日 | 102 日 | 121.4 | 84 日 |
| 放課後等デイサービス | 31 人 | 28 人 | 90.3 | 31 人 | 28 人 | 90.3 | 31 人 |
| | 217 日 | 221 日 | 101.8 | 217 日 | 195 日 | 89.9 | 217 日 |
| 保育所等訪問支援 | 8 人 | 7 人 | 87.5 | 8 人 | 6 人 | 75.0 | 8 人 |
| | 8 日 | 7 日 | 87.5 | 8 日 | 6 日 | 75.0 | 8 日 |
| 障害児相談支援 | 55 人 | 68 人 | 123.6 | 55 人 | 61 人 | 110.9 | 55 人 |



3

障害者総合支援法のサービス (地域生活支援事業)の目標量と達成度

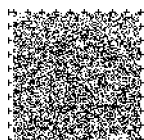
障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）の計画値と実績値の比較は下表に示すとおりです。

■ 相談支援事業

| サービス名 | 平成27年度 (計画値) | 平成27年度 (実績値) | 進捗率 (%) | 平成28年度 (計画値) | 平成28年度 (実績値) | 進捗率 (%) | 平成29年度 (計画値) |
|------------------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|
| (1) 相談支援事業 | | | | | | | |
| ①障がい者相談支援事業 (か所) | 1 | 1 | 100.0 | 1 | 1 | 100.0 | 1 |
| ②相談支援機能強化事業 (実施の有無) | 有 | 有 | | 有 | 有 | | 有 |

(参考) 相談支援事業の実績

| | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---------------|---------------|---------|---------|---------|---------|
| 相談案件数 | | 414 件 | 461 件 | 474 件 | 515 件 |
| 相談延べ件数(1) | | 1,998 件 | 1,194 件 | 1,078 件 | 1,181 件 |
| (1)の 性別 | 男 | 1,158 名 | 561 名 | 549 名 | 602 名 |
| | 女 | 459 名 | 620 名 | 506 名 | 566 名 |
| | 不明 | 381 名 | 13 名 | 23 名 | 13 名 |
| (1)の 障がい種別 | 身体障がい者 | 59 名 | 155 名 | 97 名 | 106 名 |
| | 知的障がい者 | 999 名 | 597 名 | 539 名 | 566 名 |
| | 精神障がい者 | 19 名 | 274 名 | 237 名 | 259 名 |
| | 発達障がい | 879 名 | 143 名 | 10 名 | 236 名 |
| | 不明・他 | 42 名 | 25 名 | 195 名 | 11 名 |
| 相談内容 | サービスについて | 1,228 件 | 478 件 | 560 件 | 478 件 |
| | 健康・医療について | 246 件 | 78 件 | 104 件 | 78 件 |
| | 不安解消・情緒について | 788 件 | 298 件 | 259 件 | 298 件 |
| | 保育・教育について | 141 件 | 29 件 | 33 件 | 29 件 |
| | 家族・人間関係について | 116 件 | 94 件 | 77 件 | 94 件 |
| | 家計・経済について | 80 件 | 65 件 | 72 件 | 65 件 |
| | 生活技術について | 77 件 | 40 件 | 48 件 | 40 件 |
| | 就労について | 171 件 | 85 件 | 105 件 | 85 件 |
| | 社会参加・余暇活動について | 56 件 | 17 件 | 22 件 | 17 件 |
| | 権利擁護について | 1 件 | 5 件 | 0 件 | 6 件 |
| | 計画書について | 0 件 | 289 件 | 247 件 | 289 件 |
| | その他 | 1,112 件 | 354 件 | 219 件 | 354 件 |



■ 成年後見制度利用支援事業

| サービス名 | 平成27年度 (計画値) | 平成27年度 (実績値) | 進捗率 (%) | 平成28年度 (計画値) | 平成28年度 (実績値) | 進捗率 (%) | 平成29年度 (計画値) |
|--------------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|
| (2) 成年後見制度利用支援事業 | | | | | | | |
| ①成年後見制度 利用者数(人) | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 1 |
| ②市民後見人 登録者数(人) | 6 | 0 | 0.0 | 6 | 0 | 0.0 | 6 |

■ 意思疎通支援事業

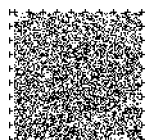
| サービス名 | 平成27年度 (計画値) | 平成27年度 (実績値) | 進捗率 (%) | 平成28年度 (計画値) | 平成28年度 (実績値) | 進捗率 (%) | 平成29年度 (計画値) |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|
| (3) コミュニケーション支援事業(意思疎通支援事業) | | | | | | | |
| ①手話通訳者・要約 筆記者派遣事業(人) | 1 | 1 | 100.0 | 1 | 2 | 200.0 | 1 |

■ 日常生活用具給付等事業(年間延べ給付件数)

| サービス名 | 平成27年度 (計画値) | 平成27年度 (実績値) | 進捗率 (%) | 平成28年度 (計画値) | 平成28年度 (実績値) | 進捗率 (%) | 平成29年度 (計画値) |
|---------------------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|
| (4) 日常生活用具給付等事業 | | | | | | | |
| ①介護・訓練 支援用具(件) | 1 | 1 | 100.0 | 1 | 1 | 100.0 | 1 |
| ②自立生活 支援用具(件) | 8 | 3 | 37.5 | 8 | 6 | 75.0 | 8 |
| ③在宅療養等 支援用具(件) | 4 | 1 | 25.0 | 4 | 6 | 150.0 | 3 |
| ④情報・意志疎通 支援用具(件) | 2 | 4 | 200.0 | 2 | 1 | 50.0 | 2 |
| ⑤排せつ管理 支援用具(件) | 421 | 484 | 115.0 | 437 | 421 | 96.3 | 453 |
| ⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)(件) | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 1 |

■ 移動支援事業

| サービス名 | 平成27年度 (計画値) | 平成27年度 (実績値) | 進捗率 (%) | 平成28年度 (計画値) | 平成28年度 (実績値) | 進捗率 (%) | 平成29年度 (計画値) |
|------------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|
| (5) 移動支援事業 | | | | | | | |
| 実施箇所数(か所) | 9 | 7 | 77.8 | 9 | 7 | 77.8 | 9 |
| 月間利用者数(人) | 28 | 28 | 100.0 | 28 | 25 | 89.3 | 28 |
| 月間延利用時間数 (時間) | 270 | 247 | 91.5 | 270 | 279 | 103.3 | 270 |

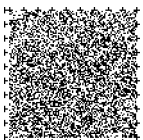


■ 地域活動支援センター運営事業

| サービス名 | 平成27年度 (計画値) | 平成27年度 (実績値) | 進捗率 (%) | 平成28年度 (計画値) | 平成28年度 (実績値) | 進捗率 (%) | 平成29年度 (計画値) |
|------------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|
| (6) 地域活動支援センター事業 | | | | | | | |
| 実施箇所数 (か所) | 2 | 2 | 100.0 | 2 | 2 | 100.0 | 2 |
| 利用者数 (人) | 16 | 14 | 87.5 | 16 | 15 | 93.8 | 16 |

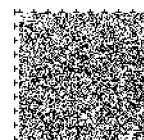
■ 独自事業

| サービス名 | 平成27年度 (計画値) | 平成27年度 (実績値) | 進捗率 (%) | 平成28年度 (計画値) | 平成28年度 (実績値) | 進捗率 (%) | 平成29年度 (計画値) |
|----------------------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|
| (7) 日中一時支援事業 | | | | | | | |
| 実施箇所数 (か所) | 4 | 5 | 62.5 | 4 | 4 | 37.5 | 4 |
| 月間登録者数 (人) | 20 | 22 | 176.9 | 20 | 22 | 140.0 | 20 |
| 月間利用時間数 (時間) | 90 | 109 | 67.4 | 90 | 154 | 57.1 | 90 |
| (8) 自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業 | | | | | | | |
| 年間利用者数 (人) | 1 | 2 | 200.0 | 1 | 0 | 0.0 | 1 |



Ⅲ 当別町障がい福祉基本計画 策定の経過

- ◆平成 29 年 6 月 6 日 平成 29 年度第 1 回作成委員会
【協議事項】
 - 障がい福祉基本計画の進捗状況について
 - ・障がい者基本計画における施策の実施状況について
 - ・障がい福祉計画各サービスの実績報告
 - 障がい福祉基本計画の作成について
 - ・計画作成内容及びスケジュールについて
 - ・アンケート調査について
- ◆平成 29 年 6 月 19 日～7 月 14 日 アンケートの実施
- ◆平成 29 年 7 月 10 日～8 月 8 日 関係団体ヒアリングの実施
(対象団体 29 団体)
- ◆平成 29 年 8 月 29 日 平成 29 年度第 2 回作成委員会
【協議事項】
 - 障がい福祉基本計画の作成について
 - ・アンケート調査結果について
 - ・関係団体ヒアリング結果について
- ◆平成 29 年 9 月 26 日 平成 29 年度第 3 回作成委員会
【協議事項】
 - 障がい福祉基本計画の作成について
 - ・障がい者基本計画の理念及び基本方針について
 - ・障がい福祉計画の目標値及びサービス見込量について
- ◆平成 29 年 11 月 28 日 平成 29 年度第 4 回作成委員会
【協議事項】
 - 障がい福祉基本計画の作成について
 - ・障がい福祉計画素案について
- ◆平成 30 年 1 月 16 日 平成 29 年度第 5 回作成委員会
【協議事項】
 - 障がい福祉基本計画の作成について
 - ・障がい福祉計画素案について
- ◆平成 30 年 1 月 16 日～2 月 9 日 パブリックコメントの実施
 - ・障がい福祉基本計画最終案について
- ◆平成 30 年 2 月 20 日 平成 26 年度第 6 回作成委員会
【報告事項】
 - パブリックコメントの実施結果について
- 【協議事項】
 - 障がい福祉基本計画の作成について
 - ・障がい福祉基本計画最終案について



Ⅳ 当別町障がい福祉基本計画 作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく当別町障がい福祉基本計画(以下「計画」という。)を作成し、計画の推進を図るため、当別町障がい福祉基本計画作成委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の作成及び推進に関すること。
- (2) 関係計画との調和及び整合性に関すること。
- (3) その他計画に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者から町長が委嘱する10名以内の委員で組織する。

- (1) 医療、相談及び支援機関関係者 3名以内
- (2) 福祉団体関係者 3名以内
- (3) 障がい者及びその家族の団体関係者 2名以内
- (4) 学識経験者 1名
- (5) 公募により選出した者 1名

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

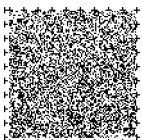
2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部介護課において処理する。

(補則)

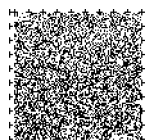
第8条 この訓令に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。



V 当別町障がい福祉基本計画 作成委員会名簿

(任期：平成 27 年 5 月 1 日～平成 30 年 4 月 30 日)

| 役職 | 氏名 | 区分 | | 備考 |
|------|--------|------------------|---------------------|----|
| | | 所属団体名 | | |
| 委員長 | 向谷地 生良 | 学識経験者 | 北海道医療大学 | |
| 副委員長 | 中梶 慎太郎 | 医療、相談及び支援機関関係者 | 社会福祉法人 ゆうゆう | |
| 委員 | 矢野 清美 | 医療、相談及び支援機関関係者 | 当別訪問看護ステーション | |
| 委員 | 横山 薫 | 医療、相談及び支援機関関係者 | NPO 法人まちの森 | |
| 委員 | 五十嵐 潔 | 福祉団体関係者 | 当別町介護者と共に歩む会 | |
| 委員 | 畠山 貞一 | 福祉団体関係者 | ぼれぼれ倶楽部 | |
| 委員 | 目黒 久美子 | 福祉団体関係者 | ぼてと手話サークル | |
| 委員 | 川原 佳美 | 障がい者及びその家族の団体関係者 | 萌木の会 | |
| 委員 | 三浦 勇吉 | 障がい者及びその家族の団体関係者 | 石狩支庁地区身体障害者福祉協会当別分会 | |
| 委員 | 渡辺 詠子 | 公募より選出した者 | 一般公募 | |



VI 障がい福祉サービスに ついての基本的な考え方

1 サービスの体系

サービスの体系は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき国の定めた基準で実施するサービス（自立支援給付）と児童福祉法に基づくサービス及び障害者総合支援法により地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態で行うサービス（地域生活支援事業）で構成されています。

1) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）

(1) 訪問系サービス

- ◎居宅介護（ホームヘルプ）
- ◎重度訪問介護
- ◎同行援護
- ◎行動援護
- ◎重度障害者等包括支援

(2) 日中活動系サービス

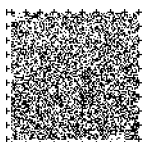
- ◎生活介護
- ◎自立訓練（機能訓練）
- ◎自立訓練（生活訓練）
- ◎就労移行支援
- ◎就労継続支援（A型・雇用型）
- ◎就労継続支援（B型・非雇用型）
- ◎療養介護
- ◎短期入所（ショートステイ）
- ◎自立生活援助
- ◎就労定着支援

(3) 居住系サービス

- ◎共同生活援助（グループホーム）
- ◎施設入所支援

(4) 指定相談支援

- ◎計画相談支援
- ◎地域相談支援（地域移行支援）
- ◎地域相談支援（地域定着支援）



(5) 自立支援医療

- ◎精神通院医療
- ◎更生医療
- ◎育成医療

2) 児童福祉法のサービス

(1) 障害児通所支援事業

- ◎児童発達支援
- ◎放課後等デイサービス
- ◎保育所等訪問支援
- ◎居宅訪問型児童発達支援

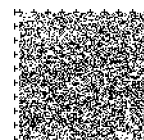
(2) 障害児相談支援事業

- ◎障害児相談支援事業

3) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）

(1) 地域生活支援事業

- ◎相談支援事業
- ◎成年後見制度利用支援事業
- ◎意思疎通支援事業
- ◎日常生活用具給付事業
- ◎移動支援事業
- ◎地域活動支援センター事業
- ◎独自事業
 - ・日中一時支援事業
 - ・自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業



2 サービスの内容

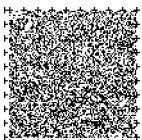
1) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）

(1) 訪問系サービス

- ◆居宅介護（ホームヘルプ）
居宅における入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯などを行います。
- ◆重度訪問介護
重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者に入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合的に提供します。
- ◆同行援護
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
- ◆行動援護
知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を要する者に介助や外出時の移動の支援などを提供します。
- ◆重度障害者等包括支援
意思の疎通が著しく困難で、常時介護を要する障害支援区分6の障がい者等であって、その介護の必要度が著しく高い方に障害福祉サービスを包括的に提供します。

(2) 日中活動系サービス

- ◆生活介護
地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護が必要な障がい者に、日中、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
- ◆自立訓練（機能訓練）
地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を実施します。
- ◆自立訓練（生活訓練）
地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある知的障がい者・精神障がい者に、社会的リハビリテーションやサービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を実施します。



◆就労移行支援

一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより就労等の見込まれる障がい者に対し、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を一定期間実施します。

◆就労継続支援（A型・雇成型）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない障がい者や就労経験のある障がい者等に、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図り、事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供したり、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労への移行に向けて支援します。

◆就労継続支援（B型・非雇成型）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない障がい者や、一定年齢に達している障がい者等に、事業所内において就労の機会や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）したり、工賃の支払い目標水準を設定し、額のアップを図り、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けて支援します。

◆療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者に、病院等への入院による医学的管理の下、食事や入浴等の介護を提供したり、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ、聞き取り等のコミュニケーション支援を実施します。

◆短期入所（ショートステイ）

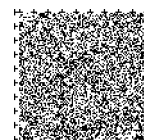
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

◆自立生活援助

定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院をしているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談、要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

◆就労定着支援

障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。具体的には、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。



(3) 居住系サービス

- ◆ 共同生活援助（グループホーム）
障がい者の共同生活の場で、家事や相談等の日常生活上の支援と食事や入浴、排せつ等の介護等を提供します。
- ◆ 施設入所支援
施設に入所する障がい者に入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

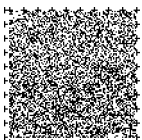
(4) 指定相談支援

- ◆ 計画相談支援
障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画の作成やサービス提供事業者と連絡調整、モニタリングを行います。
- ◆ 地域相談支援（地域移行支援）
地域生活へ移行するにあたって、地域生活の準備等の支援を行います。
- ◆ 地域相談支援（地域定着支援）
安定した地域生活を定着させるための相談支援を行います。

(5) 自立支援医療

自立支援医療とは、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

- ◆ 精神通院医療
精神保健福祉法第 5 条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者
- ◆ 更生医療
身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18 歳以上）
- ◆ 育成医療
身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18 歳未満）



2) 児童福祉法のサービス

(1) 障害児通所支援事業

- ◆ 児童発達支援
未就学児を対象に日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に適應するための訓練を行います。
- ◆ 放課後等デイサービス
就学児を対象に学校授業終了後や休日に生活能力の向上のために必要な支援余暇の提供を行います。
- ◆ 保育所等訪問支援
障がい児が集団生活を営む施設へ訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適應のための専門的な支援を行います。
- ◆ 居宅訪問型児童発達支援
障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

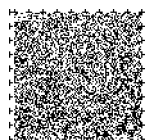
(2) 障害児相談支援事業

- ◆ 障害児相談支援事業
障害児通所支援事業所を利用する方を対象に障がい児支援利用計画案の作成やサービス提供事業者と連絡調整、モニタリングを行ないます。

3) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）

(1) 地域生活支援事業

- ◆ 相談支援事業
障がい者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行うものなどからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の自立支援給付の利用時に必要な相談支援を行うとともに、虐待の防止、その早期発見のための関係機関との連絡調整やその他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。こうした相談支援事業を効果的に実施するために、自立支援協議会において、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。
- ◆ 成年後見制度利用支援事業
判断能力が不十分な知的障がい者又は精神障がい者の福祉の増進を図るた



め、後見、補佐及び補助開始等の審判の請求や成年後見人等の報酬を助成します。

◆意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能・視覚障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に対し、手話通訳者等の派遣を行い、障がいのある方との意思疎通を仲介します。

◆日常生活用具給付事業

重度の障がい者等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。

○介護・訓練支援用具：特殊寝台、特殊マット等

○自立生活支援用具：入浴補助用具、杖等

○在宅療養等支援用具：ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引機等

○情報・意思疎通支援用具：視覚障がい者用活字文字読み上げ装置、聴覚障がい者用受信装置等

○排せつ管理支援用具：ストマ用装具（蓄便・尿袋）等

◆移動支援事業

屋外での移動及び活動が困難な障がい者等に対しての外出の際の移動及び移動先での活動を支援します。

◆地域活動支援センター事業

障がい者等がセンターに通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。

◆独自事業

市町村が地域状況を踏まえ必要に応じ任意に実施する事業です。

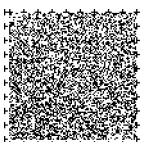
当別町では、次の事業を実施します。

・日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。また、通所による創作的活動、就労支援等の各種サービスを提供します。

・自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

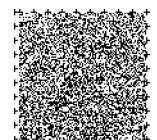
自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。



Ⅶ 福祉資源マップ

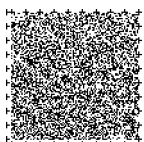
1) 障がい者・障がい児福祉資源

| サービス種別 | 施設等名称 | 所在地 | 地図 | |
|---------------------|---|--------------------------------|----|----|
| | | | 番号 | 記号 |
| 相談支援事業 | 指定特定相談支援事業所 「サポートネットワークセンター」 | 末広2番地1 | 15 | □ |
| | 当別町障がい者総合相談支援センター 「nanakamado (ななかまど)」 | 弥生52番地 | 17 | □ |
| | 当別町子ども発達支援センター | 西町32番地1 | 20 | □ |
| | 勤医協ヘルパーステーション とうべつ | 末広118番地52 | 5 | ○□ |
| 居宅介護 | 当別町ホームヘルパー ステーション | 西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内 | 1 | ○□ |
| | ヘルパーステーション 「aisai (あじさい)」 | 弥生1091番地6 | 2 | □ |
| | 勤医協ヘルパーステーション とうべつ | 末広118番地52 | 5 | ○□ |
| | ヘルパーステーションりっか | 幸町51番地31 | 6 | ○□ |
| | 訪問介護ステーション「歩っと」 | 西町36番地8 | 7 | ○□ |
| 同行援護 | 当別町ホームヘルパー ステーション | 西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内 | 1 | ○□ |
| | 勤医協ヘルパーステーション とうべつ | 末広118番地52 | 5 | ○□ |
| 重度訪問介護 | ヘルパーステーション 「aisai (あじさい)」 | 弥生1091番地6 | 2 | □ |
| | 勤医協ヘルパーステーション とうべつ | 末広118番地52 | 5 | ○□ |
| | 訪問介護ステーション歩っと | 西町36番地8 | 7 | ○□ |
| | ヘルパーステーションりっか | 幸町51番地31 | 6 | ○□ |
| 生活介護 | 当別・高岡 アクティビティーセンター | 高岡1813番地1 | 18 | □ |
| | 生活介護事業所「にょきにょき」 | 弁華別429番地 | 22 | □ |
| 短期入所 (ショートステイ) | 短期入所施設anemone (あねもね) | 春日町94番地22 | 19 | □ |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 外部サービス利用型指定共同生活援助 事業所「グループホームつくし」 | 弥生51番地53 第一オオツマンション8号 | 23 | □ |
| | 清瀬マンション | 春日町94番地22 | 19 | □ |
| | グループホーム「ゆうゆうのいえ」 | 太美町1488番地280 | 21 | □ |
| 就労継続支援 (A型) | Farm Agricola (アグリコラ) | 弥生52-11 | 25 | □ |
| 就労継続支援 (B型) | 当別町共生型地域オープンサロン 「ガーデン (Garden)」 | 弥生51番地38 | 3 | ☆□ |
| | 当別町共生型コミュニティー農園 「へこぺこのはたけ」 | 太美町1481番地6 | 4 | ☆□ |
| | 渋谷ダブルツールカフェ 北海道医療大学店 | 金沢1757番地 北海道医療大学中央講義棟10F | 40 | □ |
| 移動支援事業 | 当別町ホームヘルパー ステーション | 西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内 | 1 | ○□ |
| | ヘルパーステーション 「aisai (あじさい)」 | 弥生1091番地6 | 2 | □ |
| 地域活動支援センター 事業 | 当別町地域活動支援センター 「つくしの郷」 | 末広2番地1 | 15 | □ |
| 日中一時支援事業 | 放課後等デイサービスセンター 「amaririsu (あまりりす)」 | 六軒町70番地18 | 24 | □ |
| 障がい児通所施設 | 当別町子ども発達支援センター | 西町32番地1 | 20 | □ |
| 放課後等デイサービス | 放課後等デイサービスセンター 「amaririsu (あまりりす)」 | 六軒町70番地18 | 24 | □ |



2) 高齢者福祉資源

| サービス種別 | 施設等名称 | 所在地 | 地図 | |
|--------------------------------------|--------------------|--------------------------------|----|----|
| | | | 番号 | 記号 |
| 高齢者福祉センター | 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」 | 西町32番地2 | 1 | ○ |
| 地域包括支援センター・居宅介護予防支援事業所 | 当別町地域包括支援センター | 西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内 | 1 | ○ |
| 居宅介護支援事業所 | 勤医協当別居宅介護支援事業所 | 末広118番地52 | 5 | ○ |
| | 当別ケアプラン相談センター | 錦町55番地9 JRドーミー当別 | 9 | ○ |
| | ケアプランセンター結 | 太美町1488番地274 | 12 | ○ |
| | 居宅介護支援事業所ゆかり | 弥生2番地1 | 16 | ○ |
| | あったかプランとうべつ | 弥生52番地 | 17 | ○ |
| 訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス） | 当別町ホームヘルプステーション | 西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内 | 1 | ○□ |
| | 勤医協ヘルプステーションとうべつ | 末広118番地52 | 5 | ○□ |
| | ヘルプステーションりっか | 幸町51番地31 | 6 | ○□ |
| | 訪問介護ステーション歩っと | 西町36番地8 | 7 | ○□ |
| 訪問看護・介護予防訪問看護 | 勤医協訪問看護ステーションとうべつ | 末広118番地52 | 5 | ○□ |
| | 当別訪問看護ステーション | 錦町55番地9 JRドーミー当別 | 9 | ○ |
| 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション | 愛里苑訪問リハビリテーション | ヒトエ2200番地1 | 8 | ○ |
| 通所介護・介護予防通所介護（デイサービス） | 当別町デイサービスセンター | 西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内 | 1 | ○ |
| | 勤医協当別デイサービスふきのとう | 末広118番地52 | 5 | ○ |
| | デイサービスセンターふくろうの森 | 幸町51番地31 | 6 | ○ |
| | ひまわり健康倶楽部 | 春日町97番地1 | 10 | ○ |
| | デイサービスセンター結 | 太美町1488番地274 | 12 | ○ |
| | ふとみデイサービス | 太美町2343番地39 | 13 | ○ |
| 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア） | 愛里苑通所リハビリテーション | ヒトエ2200番地1 | 8 | ○ |
| 小規模多機能居宅介護施設 | 小規模多機能型居宅介護さくら | 弥生2番地1 | 16 | ○ |
| 短期入所生活介護 | 特別養護老人ホーム長寿の郷 | 太美町1488番地18 | 11 | ○ |
| | 特別養護老人ホーム当別長寿園 | 太美町1488番地274 | 12 | ○ |
| 短期入所療養介護 | 介護老人保健施設愛里苑 | ヒトエ2200番地1 | 8 | ○ |
| 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 | グループホームすぎの子の郷 | 春日町97番地1 | 10 | ○ |
| | 公衆苑ほほえみⅠ・Ⅱ | 太美南818番地62 | 14 | ○ |
| 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 特別養護老人ホーム長寿の郷 | 太美町1488番地18 | 11 | ○ |
| | 特別養護老人ホーム当別長寿園 | 太美町1488番地274 | 12 | ○ |
| 養護老人ホーム | 養護老人ホーム長寿園 | 太美町1488番地274 | 12 | ○ |
| 介護老人保健施設（老人保健施設） | 介護老人保健施設愛里苑 | ヒトエ2200番地1 | 8 | ○ |
| 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム） | 介護付有料老人ホーム公衆苑 | 太美町2343番地39 | 13 | ○ |
| サービス付き高齢者向け住宅 | とうべつりっか | 幸町51番地31 | 6 | ○ |
| | パークアベニューとうべつ | 西町36番地8 | 7 | ○ |
| 高齢者雇用就業支援 | 当別町シルバー人材センター | 末広2番地1 | 15 | ○ |

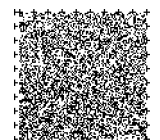


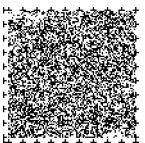
3) 共生型事業・地域福祉資源

| サービス種別 | 施設等名称 | 所在地 | 地図 | |
|--------------------|-------------------------------|--------------------------------|----|----|
| | | | 番号 | 記号 |
| 総合保健福祉センター | 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」 | 西町32番地2 | 1 | ☆ |
| 共生型事業 | 当別町共生型地域福祉ターミナル「みんなのうた」 | 弥生1091番地6 | 2 | ☆ |
| | 当別町共生型地域オープンサロン「ガーデン(Garden)」 | 弥生51番地38 | 3 | ☆ |
| | 当別町共生型コミュニティー農園「へこべこのはだけ」 | 太美町1481番地6 | 4 | ☆ |
| ボランティアセンター | 当別町ボランティアセンター | 弥生1091番地6 | 2 | ☆ |
| パーソナルアシスタントサービス | 当別町共生型地域福祉ターミナル | 弥生1091番地6 | 2 | ☆ |
| 社会福祉(地域福祉)関連事業 | 当別町社会福祉協議会 | 西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内 | 1 | ☆ |
| 生活困窮者自立相談支援 | 生活就労サポートセンターいしかり | 弥生52-11 | 25 | ☆ |
| 生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業 | 「ゆうゆう塾」ガーデン(Garden) | 弥生51番地38 | 3 | ☆ |
| | 「ゆうゆう塾」へこべこのはだけ | 太美町1481番地6 | 4 | ☆ |

4) 保健・医療資源

| サービス種別 | 施設等名称 | 所在地 | 地図 | |
|--------|---------------------|------------------------|----|----|
| | | | 番号 | 記号 |
| 保健センター | 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」 | 西町32番地2 | 1 | + |
| 病院 | 堀江病院 | 樺戸町106番地21 | 41 | + |
| 診療所 | 石狩当別眼科 | 弥生52番地23 | 26 | + |
| | おくやま内科・外科クリニック | 幸町51番地32 | 27 | + |
| | 勤医協当別診療所 | 末広118番地52 | 28 | + |
| | スウェーデン通り内科循環器科クリニック | 太美町1488番地348 | 29 | + |
| | 田園通りさわざき医院 | 北栄町17番地13 | 30 | + |
| | とうべつ整形外科 | 六軒町72番地4 | 31 | + |
| | とうべつ内科クリニック | 西町21番地9 | 32 | + |
| | ふとみクリニック | 太美町2343番地101 | 33 | + |
| 歯科診療所 | 扇谷歯科医院 | 錦町53番地57 北石狩農業協同組合内 | 34 | + |
| | くろさわ歯科クリニック | 北栄町39番地4 | 35 | + |
| | 当別駅前クリニック田西歯科 | 園生711番地 | 36 | + |
| | 当別ファミリー歯科 | 白樺町5番地24 | 37 | + |
| | ハート歯科 | 太美町1473番地12 | 38 | + |
| | ふとみ歯科クリニック | 太美町1695番地188 | 39 | + |
| | 北海道医療大学歯科クリニック | 金沢1757番地 | 40 | + |





当別町障がい福祉基本計画

障がい者基本計画（第4次 平成30年度から平成35年度）
障がい福祉計画（第5期 平成30年度から平成32年度）
障がい児福祉計画（第1期 平成30年度から平成32年度）

平成30年3月発行

編集：当別町福祉部介護課
〒061-0234 石狩郡当別町西町32番地2
当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内
電話：0133-25-2665
FAX：0133-25-5018

